

編集・印刷  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

## 〔告示〕

- 特定免許情報の記録等に関する技術的基準（国家公安委員会）
- 日本国に帰化を許可する件（法務省）
- 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第二条第一項及び第五項並びに第四条第一項から第三項までの規定による公表の方を告示する件（同五六）
- 興行場営業の振興指針等を廃止する件（厚生労働省）
- 登録講習機関の登録の届出並びに変更の届出があった件（国土交通省）
- 登録講習機関の廃止の届出があった件（同一八〇）
- 砂防法第二条の土地を指定する件（同一八二）
- 都市計画に関する件（北陸地方整備局）
- 道路に関する件（中部地方整備局）
- 都市計画に関する件（近畿地方整備局）

- |                                |                               |                                   |                  |                              |
|--------------------------------|-------------------------------|-----------------------------------|------------------|------------------------------|
| ○ 道路に関する件<br>(中国地方整備局 117~119) | ○ 道路に関する件<br>(四国地方整備局 117~14) | ○ 都市計画に関する件<br>(九州地方整備局 119、1110) | ○ 道路に関する件 (同111) | ○ 道路に関する件<br>(北海道開発局 111~18) |
| 〔国会事項〕                         |                               |                                   |                  |                              |
| 〔人事異動〕                         |                               |                                   |                  |                              |
| 内閣 東京都 静岡市                     |                               |                                   |                  |                              |
| 〔皇室事項〕                         |                               |                                   |                  |                              |
| 〔官庁報告〕                         |                               |                                   |                  |                              |
| 官庁事項                           |                               |                                   |                  |                              |
| 中国地方整備局公示 (中国地方整備局)            |                               |                                   |                  |                              |
| 四国地方整備局公示 (四国地方整備局)            |                               |                                   |                  |                              |
| 労働                             |                               |                                   |                  |                              |
| 中央最低賃金審議会委員の候補者の推薦について (厚生労働省) |                               |                                   |                  |                              |
| 〔公 告〕                          |                               |                                   |                  |                              |
| 諸事項                            |                               |                                   |                  |                              |
| 官庁                             |                               |                                   |                  |                              |
| 裁判所 分限処分通知関係                   |                               |                                   |                  |                              |
| 相続、公示催告、失踪、破産、特別清算、会社更生、再生関係   |                               |                                   |                  |                              |
| 会社その他                          |                               |                                   |                  |                              |

## 告示

- |  |   |
|--|---|
| ○ 国家公安委員会告示第八号<br>道路交通法施行規則 (昭和三十五年総理府令第六十号) 第二十二条の十六及び第三十条の十七の規定に基づき、特定免許情報の記録等に関する技術的基準を次のようになります。 | 令和七年三月十四日<br>国家公安委員会委員長 坂井 学<br>特定免許情報の記録等に関する技術的基準 |
| 1 用語の定義  |   |
| この技術的基準において使用する用語は、道路交通法 (昭和35年法律第105号) 及び道路交通法施行規則 (昭和35年総理府令第60号) において使用する用語の例によるほか、次の定義に従うものとする。  |   |
| ア 記録等事務  |   |
| 道路交通法及びこれに基づく命令の規定により、公安委員会が行う次に掲げる事務  |   |
| ア 特定免許情報を個人番号カードの区分部分に記録し、若しくは確認し、又は免許情報記録を書き換え、若しくは抹消する事務   |   |
| イ 個人番号カードの区分部分に運転経歴情報を記録し、又は抹消する事務   |   |
| イ 免許アプリケーション   |   |
| 記録等事務を処理するために個人番号カードの半導体集積回路に搭載されるアプリケーション   |   |
| ウ 免許領域   |   |
| 免許アプリケーションのために個人番号カードの半導体集積回路上に割り当てられた領域   |   |
| 2 記録等事務以外の事務の処理への利用の禁止等  |   |
| (1) 記録等事務以外の事務の処理への利用の禁止   |   |
| 公安委員会は、個人番号カードの半導体集積回路に、免許アプリケーション以外のアプリケーションを搭載してはならないこと。   |   |
| また、公安委員会は、個人番号カードに電磁的方法により特定免許情報又は運転経歴情報を記録して利用する場合において、記録等事務以外の事務の処理に利用してはならないこと。                   |   |
| (3) 希望による免許アプリケーションの搭載   |   |
| 公安委員会は、免許アプリケーションの個人番号カードへの搭載を希望する者に限つて、当該アプリケーションを当該希望する者の個人番号カードに搭載すること。                           |   |

(2) 免許領域管理システム等の導入  
公安委員会は、個人番号カードの半導体集積回路を記録等事務の処理に利用する場合は、免許領域に免許アプリケーションのみを安全かつ確実に搭載する等の運用及び管理を行うシステム等を導入すること。

また、当該システム等は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年法律第27号) 第17条第7項に規定する措置を講じた個人番号カードの半導体集積回路に、免許アプリケーションを搭載できるものとすること。

3 免許領域と免許領域以外の領域間の独立性の確保

公安委員会は、個人番号カードの半導体集積回路を記録等事務の処理に利用する場合は、免許アプリケーション以外のアプリケーション (個人番号カードの半導体集積回路に搭載されるものに限る。) に係るシステムが免許領域に情報を取り扱うことができない措置を講ずること。

また、公安委員会は、免許アプリケーションに係るシステムが免許領域以外の領域に情報を記録し、又は当該領域に記録された情報を読み取ることができない措置を講ずること。

4 免許アプリケーションにおける個人情報の保護

(1) 記録等事務の処理に応じた個人情報保護措置の実施

公安委員会は、個人番号カードの半導体集積回路を記録等事務の処理に利用する場合は、暗証番号の設定その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。

(2) 必要最小限の個人情報の記録

公安委員会は、個人番号カードの免許領域内には、特定免許情報又は運転経歴情報を記録しないこと。

また、公安委員会は、特定免許情報又は運転経歴情報を記録する事項として、住民票コード (住民基本台帳法 (昭和42年法律第81号) 第7条第13号に規定する住民票コードをいう。) を使用しないこと。

(3) 希望による免許アプリケーションの搭載

公安委員会は、免許アプリケーションの個人番号カードへの搭載を希望する者に限つて、当該アプリケーションを当該希望する者の個人番号カードに搭載すること。

## 附 則

この告示は、道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（令和7年3月24日）から施行する。

## ○県警省取扱規則十四号

左記の旨の申請に添付日本国に在住のせがれによる規則十四号

今後半川十四号

支拂大臣 鎌木 離任

住所 千葉県船橋市浜町2丁目3番34-210号  
楊罡 平成15年5月29日生

住所 山口県周南市城ヶ丘5丁目8番12号  
ミチコ・ヒロハシ 昭和44年9月19日生

住所 東京都江東区大島7丁目14番1-409号  
ヴォ・ミン・ホア 平成30年12月30日生

住所 東京都北区浮間2丁目9番11-201号  
ハーゼム・アハメド・サードエルディン・モル  
ガン 平成15年1月1日生

住所 東京都品川区西五反田5丁目2番3-607  
号  
林志謙 平成11年6月24日生

住所 横浜市港北区綱島西1丁目3番8号  
李耀太 平成26年8月21日生

住所 東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎486番  
地2  
ケシャバズ・バリハ・アバス 昭和39年4月  
10日生

住所 群馬県高崎市貝沢町714番地1  
舒婉淇 昭和55年6月17日生

住所 東京都中央区佃2丁目15番10-304号  
趙宣綺 平成4年10月6日生

住所 東京都足立区綾瀬7丁目9番13号  
陳愷怡 平成3年11月19日生

住所 茨城県古河市上辺見1027番地7  
バムヌ・ムディヤンセラグ・ダヌシャ・ダル  
シャナブリヤ・アリヤラタナ 平成元年1月20  
日生

住所 茨城県つくば市城山30番地14  
楊永 昭和57年5月6日生

住所 東京都新宿区下落合2丁目25番9号  
郭睿 昭和59年7月24日生

雷春燕 昭和55年2月4日生

郭静歌 平成26年7月4日生

住所 千葉県松戸市北松戸2丁目6番地11  
沈菱菱 昭和48年10月7日生

住所 千葉県船橋市飯山満町2丁目489番地111  
アウン・ミヨー・ウー 昭和57年6月27日生

住所 東京都江戸川区松江4丁目28番5号  
蘭軍 昭和47年8月23日生

李宏燕 昭和47年6月5日生

蘭崧元 平成11年6月23日生

住所 神奈川県大和市南林間5丁目3番22-106  
号  
チョウルインラ 昭和51年8月9日生

住所 横浜市中区富士見町4番地2  
李婷 平成9年11月13日生

住所 相模原市中央区相模原4丁目5番16号  
文順子 昭和30年9月27日生

住所 滋賀県大津市大江3丁目24番34-2号  
盧守宏 昭和49年11月16日生

金有媛 昭和54年8月8日生

盧悠大 平成20年4月29日生

盧侑莉 平成23年7月19日生

住所 大阪市阿倍野区天王寺町北2丁目3番8-  
404号  
金泰良 平成4年5月26日生

住所 鹿児島県熊毛郡屋久島町尾之間1310番地4  
ヘワ・カンカナムグ・ヤサンゼリー・ギハン  
ティカ・ペレーラ 平成6年8月16日生

住所 東京都足立区竹の塚6丁目18番1-502号  
エライジャ・ダン・アグバログ・セバロス 平  
成6年9月27日生

住所 東京都練馬区高野台4丁目7番20号  
張鐘傑 平成15年4月16日生

住所 東京都板橋区熊野町45番13-401号  
許可 平成7年3月22日生

住所 東京都江戸川区本一色1丁目34番16-801  
号  
愛欣 昭和60年6月14日生

住所 東京都台東区根岸5丁目21番4-301号  
葉蘇興 平成元年3月8日生

住所 川崎市麻生区高石4丁目29番5号  
エレン・ウィジヤヤ 昭和59年5月29日生

住所 横浜市戸塚区柏尾町757番地  
チャンクラワルティゲ・バナンド・ジェーソ  
ン・ヨマール・ミラー 平成4年8月7日生

パナンド・フレーヤ・ミケーレ 令和5年6月  
19日生

住所 北九州市小倉北区今町1丁目2番6-404  
号  
金春枝 昭和21年9月6日生

住所 北九州市小倉南区城野4丁目1番30-702  
号  
朴誠一 昭和44年11月2日生

住所 東京都日野市東豊田4丁目18番地5  
アンマー・ナセル・エッディーン 平成5年  
12月17日生

住所 静岡県富士宮市若の宮町947番地  
マンジュ・タマン 平成7年3月26日生

サイナ・カドカ 令和6年10月3日生

住所 愛知県稻沢市正明寺1丁目3番4-101号  
ニコラス・リュウイチロ・コンドウ・トクダ  
平成13年6月3日生

住所 名古屋市中村区八社2丁目164番地  
バララム・ガウタム 昭和61年2月6日生

ディーパンギ・ガウタム 令和2年3月31日生

ディビアンシュ・ガウタム 令和6年10月18日  
生

住所 愛知県豊田市淨水町伊保原215番地1  
カズヒロ・ケビン・ジャノ 平成9年3月7日  
生

住所 岐阜市古市場32番地1  
アンジャニ・リスキー・アスキヤ 平成16年2  
月10日生

住所 東京都足立区島根3丁目7番1-401号  
レイナ・イサベル・ラバナレス・エレラ 昭和  
45年1月6日生

住所 東京都江戸川区東小松川3丁目29番1号  
ウェイ・ヤン・コ 平成4年5月6日生

住所 東京都豊島区南大塚3丁目28番6-1902号  
郭妍 昭和55年11月9日生

住所 千葉県流山市大字東深井482番地50  
依布拉音熱孜万古麗 昭和44年11月12日生

住所 東京都大田区大森北5丁目8番24号  
玄貴成 平成4年9月26日生

住所 東京都江戸川区東瑞江1丁目26番18-104  
号  
朴慶龍 昭和45年11月28日生

住所 東京都荒川区荒川7丁目34番3号  
アラズン・タバ・マガル 昭和60年7月6日生

住所 東京都杉並区阿佐谷北4丁目28番14-205  
号  
ビサド・ゴウチャン・タカリ 昭和58年6月19  
日生

住所 東京都板橋区中台1丁目36番17号  
バティスナ・ドゥンガナ 平成14年8月31日生

住所 東京都江東区大島8丁目14番4号  
楊惠媛 平成8年3月24日生

住所 東京都世田谷区南烏山6丁目27番7号  
蔡英基 昭和40年9月4日生

権景泉 昭和45年12月6日生

蔡鐘輝 平成13年11月19日生

蔡鐘洙 平成16年5月30日生

住所 東京都江戸川区北小岩2丁目14番2-207  
号  
李潤坤 昭和54年9月15日生

牟渚 昭和52年8月26日生

李心根 平成27年6月14日生

住所 鹿児島県薩摩川内市青山町4985番地  
鄭剛 昭和50年10月30日生

住所 三重県桑名市立花町2丁目24番地5  
姜貴代 昭和37年12月9日生

住所 東京都足立区綾瀬2丁目5番15号  
エイ・ジョー・ジン 平成5年6月23日生

住所 東京都練馬区高松3丁目8番7号  
陳弘美 昭和18年10月26日生

住所 東京都町田市南つくし野4丁目11番地10  
チャミドウ・ジャナカ・アトウペラグ 昭和55  
年7月25日生

ディルクシ・ディバーニ・アトウペラグ 昭  
和55年11月7日生

タヌル・マンヴィドウ・アトウペラグ 平成21  
年8月25日生

チャトル・ヒムニドウ・アトウペラグ 平成  
27年7月10日生

住所 さいたま市見沼区堀崎町219番地1  
シャーリン・フォンタニア 平成10年8月23  
日生

住所 広島県吳市広古新開7丁目36番7-302号  
史優介 平成18年2月4日生

住所 広島県府中市府中町247番地13  
王哲 平成6年6月3日生

## ○法務省告示第五十六号

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成十三年政令第三十四号）第二条 第三項（同令第三条及び第四条第五項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同令第二条第一項及び第五項並びに第四条第一項から第三項までの規定による公表の方法を次のとおり告示する。

令和七年三月十四日

1 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成十三年政令第三十四号）第二条第一項及び第五項の規定による公表の方法は、インターネットを利用して閲覧に供する方法によることとし、法務省ホームページ（<https://www.moj.go.jp/>）において公表する。

2 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第四条第一項から第三項までの規定による公表の方法は、次のとおりとする。

公共工事を発注する組織の区分	公表の方法	閲覧に供する方法
最高検察庁、高等検察庁及び地方検察庁 法務局及び地方法務局	インターネットを利用して閲覧に供する方法	法務省ホームページ（ <a href="https://www.moj.go.jp/">https://www.moj.go.jp/</a> ）において公表

## 附 則

1 この告示は、令和七年四月一日から施行する。

## (経過措置)

2 この告示の施行の際現に公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第四条第二項及び第三項の規定により公表されている事項の公表の方法については、この告示の規定にかかるらず、なお従前の例によることができる。

## ○厚生労働省告示第五十五号

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和二十二年法律第二百六十四号）第五十条の二第一項の規定に基づき、興行場営業の振興指針等を廃止する件を次のように定め、令和七年四月一日から適用する。

令和七年三月十四日

厚生労働大臣 福岡 資廣

興行場営業の振興指針等を廃止する件

次に掲げる告示は、廃止する。

一 興行場営業の振興指針（令和二年厚生労働省告示第五十一号）

二 旅館業の振興指針（令和二年厚生労働省告示第五十二号）

三 浴場業の振興指針（令和二年厚生労働省告示第五十三号）

四 食肉販売業の振興指針（令和三年厚生労働省告示第七十六号）

五 食鳥肉販売業の振興指針（令和三年厚生労働省告示第七十七号）

六 氷雪販売業の振興指針（令和三年厚生労働省告示第七十八号）

七 飲食店営業（一般飲食業、中華料理業、料理業及び社交業）及び喫茶店営業の振興指針（令和五年厚生労働省告示第九十号）

八 飲食店営業（すし店）の振興指針（令和五年厚生労働省告示第九十一号）

## 九 飲食店営業（めん類）の振興指針（令和五年厚生労働省告示第九十二号）

十 理容業の振興指針（令和六年厚生労働省告示第九十六号）

十一 美容業の振興指針（令和六年厚生労働省告示第九十七号）

十二 クリーニング業の振興指針（令和六年厚生労働省告示第九十八号）

○国土交通省告示第百七十九号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十二条）第一百三十二条の六十九の規定により次の無人航空機講習を行う者を登録し、又は同法第二百三十二条の七十三の規定に基づき、登録講習機関から登録事項の変更の届出があったので、同法第二百三十二条の八十一第一号及び第二号の規定により、公示する。

令和七年三月十四日

新たに登録された登録講習機関

一 新たに登録された登録講習機関

（一）登録番号 第六百二十九号

（二）登録講習機関の名称 コフジ物流株式会社

（三）住所 大阪府枚方市春日西町三丁目四十五番一号

（四）代表者の氏名 堂坂 佳延

（二）登録番号 第六百三十号

（二）登録講習機関の名称 株式会社西郷商会

（三）住所 神奈川県厚木市上荻野二三二六番地五

（四）代表者の氏名 西村 真也

（二）登録番号 第六百三十一号

（二）登録講習機関の名称 有限会社六郷アズーリファーム

（三）住所 宮城県仙台市若林区井土字宅地四十八番地

（四）代表者の氏名 菊地 守

（二）登録講習機関の名称 株式会社ダイイチック

（一）登録番号 第十五号

（二）登録講習機関の名称 株式会社ダイイチック

（三）住所 北海道札幌市清田区清田一条一丁目六番三十六号

（四）代表者の氏名 新藤大次郎

（一）登録番号 第四十五号

（二）登録講習機関の名称 日本無人航空機免許センター株式会社

（三）住所 東京都渋谷区恵比寿南一丁目十九番十号

（四）代表者の氏名 松本 篤史

（一）登録番号 第四十八号

（二）登録講習機関の名称 株式会社E N B Uゼミナール

（三）住所 東京都渋谷区恵比寿南一丁目十九番四号

（四）代表者の氏名 市橋 浩治

（一）登録番号 第七十一号

（二）登録講習機関の名称 名古屋鉄道株式会社

（三）住所 愛知県名古屋市中村区名駅一丁目二番四号

（四）代表者の氏名 高崎 裕樹

（一）登録番号 第三百四号

（二）登録講習機関の名称 BOUNDARY GROUP 合同会社

（三）住所 宮城県仙台市青葉区二日町六番二十六号V I P仙台二日町

（四）代表者の氏名 佐々木慎太郎

令和7年3月14日 金曜日

官

報

- 六(一)登録番号 第三百五十一号  
(二)登録講習機関の名称 株式会社 R O B O Z  
(三)住所 岐阜県恵那市上矢作町漆原九十九番地一の  
(四)代表者の氏名 石田 宏樹  
七(一)登録番号 第三百九十一号  
(二)登録講習機関の名称 株式会社にいや  
(三)住所 静岡県富士市一色七四番地の二  
(四)代表者の氏名 望月 紀志  
八(一)登録番号 第四百号  
(二)登録講習機関の名称 A. D. T 株式会社  
(三)住所 秋田県秋田市中通六丁目七一九  
(四)代表者の氏名 佐藤 泰輔  
九(一)登録番号 第四百四十六号  
(二)登録講習機関の名称 山本建設株式会社  
(三)住所 奈良県宇陀市大字陀黒木四十五番地  
(四)代表者の氏名 山本 武也  
十(一)登録番号 第五百八十七号  
(二)登録講習機関の名称 株式会社湘南台自動車学校  
(三)住所 神奈川県藤沢市石川六丁目十八番一号  
(四)代表者の氏名 中村 忠男  
十一(一)登録番号 第五百九十七号  
(二)登録講習機関の名称 学校法人君が淵学園  
(三)住所 熊本県熊本市西区池田四丁目二十二番一号  
(四)代表者の氏名 中山 峰男  
十二(一)登録番号 第六百二十九号  
(二)登録講習機関の名称 コフジ物流株式会社  
(三)住所 大阪府枚方市春日西町三丁目四十五番一号  
(四)代表者の氏名 堂坂 佳延  
変更の届出があつた登録講習機関の登録事項  
変更された登録講習機関の登録事項は、次のとおり  
(次のとおり)は、省略し、インターネットの利用に  
航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号) 第百三十九号  
から無人航空機講習事務の廃止の届出があつたので、同法  
公示する。  
令和七年三月十四日  
一 無人航空機講習事務の廃止の届出があつた登録講習  
(一)登録番号 第二百三十三号  
(二)登録講習機関の名称 株式会社先端技術無人航空  
二(一)登録番号 第二百五十七号  
(二)登録講習機関の名称 スカイキン株式会社  
無人航空機講習事務の廃止の届出があつた登録講習  
無人航空機講習事務の廃止の届出があつた登録講習  
(次のとおり)は、省略し、インターネットの利用に

○国土交通省告示第百八十一号  
砂防法（明治三十年法律第三十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

十六点  
北緯三五度三五分三五秒三五七六  
東經一三六度五一一分三四秒九二三四  
十七点  
北緯三五度三五分三五秒七七二〇  
東經一三六度五一一分三四秒二一七六  
二(一) 砂防法第二条の土地に係る河川の名称  
西窓谷二

五の規定に基づき、登録講習機関の範囲は、次のとおりである。  
条の八十一第三号の規定により、  
国土交通大臣 中野 洋昌  
番号及び名称  
ングセンター

東經	三六度五一分三八秒四五〇二
北緯	三五度三五分三〇秒一二〇六
東經	三六度五一分三六秒三〇三三
北緯	三五度三五分三一秒一二六六
東經	三六度五一分三六秒三〇二〇
北緯	三五度三五分三一秒四六九〇
東經	三六度五一分三三秒八九三五
北緯	三五度三五分三四秒三四二七
東經	三六度五一分三五秒四七一四
北緯	三五度三五分三四秒四五一四
東經	三六度五一分三五秒五四二八

(二) 砂防法第二条の土地の表示  
岐阜県高山市一之宮町字砂畠及び字御母衣  
洞の区域内の土地のうち、次の一点から八点までを順次結んだ線及び一点と八点を結んだ線に囲まれた土地の区域  
一点 北緯三十六度〇五分二一秒九一八七  
東經一三七度一四分二七秒八八五〇

○中部地方整備局告示第〇四二号  
取用の部分 変更なし  
使用の部分 変更なし  
規定期限 告示する  
規定に基づき 次のように道路の区域  
その関係区画は、令和七年三月十四日  
令和七年三月十四日  
道路の種類 一般国  
路線名 一号

○中部地方整備局告示第二十二号  
　　次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。  
　　その関係図面は、令和七年三月十四日から二週間一般の縦覧に供する。  
　　令和七年三月十四日  
　　中部地方整備局長 佐藤 寿延  
　　取用の部分 変更なし  
　　使用の部分 変更なし

(二) 砂防法第二条の土地の表示  
岐阜県飛騨市神岡町麻生野字石神谷、字岩花及び字岩花山の区域内の土地のうち、次の一  
点から十一点までを順次結んだ線及び一点  
と十一点を令和五年国土交通省告示第九百三  
十七号で指定した同号二に掲げる土地の境界  
線に沿つて結んだ線に囲まれた土地の区域  
○北陸地方整備局告示第十二号  
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十  
の変更を認可したので、同条第二項の規定において  
次のとおり告示する。

二点	北緯三六度〇五分二〇秒五六〇八
三点	北緯三六度〇五分二一秒七二七五
四点	東經一三七度一四分二五秒七〇八六
五点	北緯三六度〇五分三一秒一〇五一
六点	東經一三七度一四分二七秒二七三四
七点	北緯三六度〇五分二五秒三〇四六
八点	東經一三七度一四分二四秒七五三六
九点	北緯三六度〇五分一九秒三四二九
十点	東經一三七度一四分二三秒五八六六
一点	北緯三六度〇五分二九秒六七四六
二点	東經一三七度一四分二四秒一一二五
三点	北緯三六度〇五分二五秒三〇五一
四点	東經一三七度一四分二八秒八一九五
五点	砂防法第三条の土地に係る河川の名称

北陸地方整備局長 高松 論  
甲子年三月三十一日

東經一三七度二〇分七秒六四六	九点
北緯三六度一九分一二秒八九三九	十点
東經一三七度二〇分二七秒七二三三三	
北緯三六度九分一二秒二〇六四	
東經一三七度二〇分一八一秒一一	
北緯三六度一九分一二秒五九七〇	十一点
東經一三七度二〇分三〇秒六七六三	
三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計 て準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき	

(三)	(二)	(一)	中国地方整備局告示第二十七号 規 定 に 基 づ き 、 告 示 す 。
区	道路の区域	道路の種類	令和七年三月十四日
	道路線名	一般国道	令和七年三月十四日から二週間 一般の縦覧に供する。
		二号及び百八十七号	中国地方整備局長 林 正道
間	変更前	敷地の幅員	中国地方整備局長 林 正道
		延長	中国地方整備局長 林 正道

○近畿地方整備局告示第二十八号  
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可した  
ので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。  
令和七年三月十四日  
近畿地方整備局長　長谷川朋弘

一 行業者の名称　兵庫県

二 都市計画事業の種類及び名称　中播都市計画道路事業三・三・二百二号龍野中央幹線及び三・  
五・六百二号広山大道線

三 事業施行期間　自令和七年三月十四日至令和十年三月三十一日

四 事業地  
収用の部分　兵庫県たつの市揖保町山下字三反田、龍野町四箇字細工河原及び字本松並びに大道字  
別荘及び字栗田地内  
使用の部分　なし

区間		変更前		後別敷地の幅員		延長備考	
三重県三重郡朝日町大字小向字白部字四一一番一から四日市市采水町字清水二九九八番一八まで	前後	A B	九・六〇・九・七五・一七六・九・六〇・九・七五	メートルメートルメートルメートルメートルメートルメートルメートル	一七・四三二一・六八八一・七・四三二一・六八八	上記A及びBは、関係図面に表示する。敷地の区分をい	う。
令和七年三月十四日							
路線名	供用開始の区間	中部地方整備局長	佐藤寿延				
号	四日市市山之一色町字穴田五三七番一から同市曾井町字東門田四〇番一まで(ただし、関係図面に表示する部分のみ)	中部地方整備局及び同局北勢国道事務所	中部地方整備局長	佐藤寿延	図面総覧場所	延長備考	
一							

○五八五番一まで	岩国市瓦谷字岩屋二六五番一から同市瓦谷字岩屋一	前	一九・六〇・三七	メートル
(四) 図面縦覧場所	中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所	後	一三・三〇・四一・五〇〇	メートル
○中国地方整備局告示第二十八号			〇〇・一一九	メートル
次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。				
その関係図面は、令和七年三月十四日から二週間一般の縦覧に供する。				
令和七年三月十四日	中国地方整備局長 林 正道			

令和7年3月14日 金曜日

官 報

九 路線名		出雲市多伎町小田二一六七三番四から同市多伎町小田二一六〇番二〇まで	
○中國地方整備局告示第二十九号		供用開始の期日 令和七年三月十四日	
規定に基づき、告示する。		その関係図面は、令和七年三月十四日から二週間一般の縦覧に供する	
令和七年三月十四日		百八十三号及び 安芸高田市八千代町勝田字上恩地一六二五番二から同市八千代町勝田字上恩地一六二六番六まで	
○四国地方整備局告示第二十二号	規定期間	供用開始の期日 令和七年三月十四日	供用開始の期日 令和七年三月十四日
次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第 令和七年三月十四日）に基づき、告示する。		その関係図面は、令和七年三月十四日から二週間一般の縦覧に供する	
道路の種類 一般国道		令和七年三月十四日	
(三) (二) (一) 道路の区域		五十五号及び四百九十三号	
区 間 変更前 後別敷地の幅員 延		四国地方整備局告示第二十二号	
高知県安芸郡芸西村西分字江尻		五百メートル	
東横田七四三番一まで		一〇・一六・一〇一・〇〇	
南国市物部字東横田七四三番一		八〇〇	
から高知市知寄町二丁目三二三		六七・〇〇	
番四まで		一〇・一六・一〇一・〇〇	
前 B A E D C E F		一一	
後 B A E D C E F		一一	
E D C E F		一一	
(四) 国面縦覧場所 四国地方整備局及び同局土佐国道事務所		一般の縦覧に供する。	
○四国地方整備局告示第十三号		道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定 専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。	
その関係図面は、令和七年三月十四日から二週間四国地方整備局及び 一般の縦覧に供する。		同条第四項の規定に基づき、告示する。	
令和七年三月十四日		同条第四項の規定に基づき、告示する。	

右八十号) 第十八条第二項の  
整備局長 豊口 佳之  
長 備 考  
整備局長 林 正道  
國面縦覧場所  
中國地方整備局及び同局三  
次河川国道事務所

<p>○香南市野市町東野字ツノ丸一—三五番一から 丁地甲七八二番一まで</p> <p>四 指定する期日 令和七年三月十五日</p> <p>○四国地方整備局告示第十四号</p> <p>次のように道路の供用を開始するので、並 規定に基づき、告示する。</p> <p>その関係方面は、令和七年三月十四日から 令和七年三月十四日</p>
<p>路線名 供用開始期日</p>
<p>五十五号及び 四百九十三号</p>
<p>字宮スズレ町東野字ツノ丸一—三五番一まで</p>
<p>供用開始の期日 令和七年三月十五日十六時</p>
<p>○九州地方整備局告示第二十九号</p>
<p>都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第 の変更を認可したので、同条第二項の規定に 次のとおり告示する。</p>
<p>令和七年三月十四日</p>
<p>施行者の名称 福岡県</p>
<p>都市計画事業の種類及び名称 京築広域 事業施行期間 自平成二十七年八月二十日 事業地</p>
<p>取用の部分 変更なし</p>
<p>使用の部分 変更なし</p>
<p>○九州地方整備局告示第三十号</p>
<p>都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第 の変更を認可したので、同条第二項の規定に 次のとおり告示する。</p>
<p>令和七年三月十四日</p>
<p>一 施行者の名称 福岡県</p>
<p>二 都市計画事業の種類及び名称 筑豊広域 七・七・三十三一二号新飯塚潤野線側道</p>
<p>び三・四・三十三一八号目尾忠隈線</p>
<p>三 事業施行期間 自平成三十年一月十二日 事業地</p>
<p>收用の部分 変更なし</p>
<p>使用的部分 なし</p>
<p>○九州地方整備局告示第三十一号</p>
<p>道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第 球磨村道の災害復旧工事は次のとおり完了す 号）第二条第二項の規定により告示する。</p>
<p>令和七年三月十四日</p>

南国市田村字二 一〇・一四〇七五・六七  
メートル  
三・六二三三  
キロメートル  
路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の  
二週間一般の縦覧に供する。

四国地方整備局長 豊口 佳之  
の 区 間 国面縦覧場所  
一三四番一から南国市田村 四国地方整備局及び同局土  
佐国道事務所

九州地方整備局長 森田 康夫  
都市計画道路事業三・三・五十一一二号行橋停車場線  
五日至令和八年三月三十一日

六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画  
において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、  
おいて準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、

九州地方整備局長 森田 康夫  
都市計画道路事業三・四・三十三一六号新飯塚潤野線、  
号線、七・七・三十三一三号新飯塚潤野線側道二号線及  
十七条第七項の規定により本整備局長において実施中の  
るのと、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九  
至令和十二年三月三十一日



## 質問主意書転送

三月十二日次の質問主意書を内閣に転送した。固塊の世代が後期高齢者となることで介護保険料負担が劇的に増加し現役世代を大きく苦しめる可能性等に関する質問主意書（浜田謙提出）（第五二号）

政府の新型コロナウイルス感染症対策の検証に関する質問主意書（浜田謙提出）（第五三号）日本人一人を殺害したテロリストの追悼記念館が金沢市で開館予定であることにに関する質問主意書（浜田謙提出）（第五四号）

## 人事異動

## 内閣

○外務大臣臨時代理

外務大臣岩屋義海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に外務大臣の職務を行つ國務大臣に指定する（三月十一日）

## 東京都

○監査委員選任  
斎藤やすひろ委員は、一月十九日辞職し、同月二十日次の者が選任された。

○教育委員会委員再任  
北村友人委員は、一月二十八日再任された。

## 静岡市

○人事委員会委員再任  
石割誠委員は、一月十五日再任された。

## 皇室事項

御祝電  
天皇陛下は、ローマ教皇台下の選出記念日につき、三月十二日御祝電を発せられた。

## 官庁報告

## 官庁事項

## 中国地方整備局公示

一級河川旭川水系旭川において河川法（昭和39年法律第167号）第75条第3項の規定に基づき除却した工作物について、同条第4項の規定に基づ

き保管したので、当該工作物の所有者、占有者その他当該工作物について権原を有する者に対し当該工作物を返還するため、同条第5項の規定に基づき公示する。

令和7年3月14日

中国地方整備局長 林 正道

- 1 保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量 ①小型船舶（F R P製）1隻 ②小型船舶（F R P製）1隻 ③小型船舶（F R P製）1隻 ④小型船舶（F R P製）1隻 ⑤小型船舶（F R P製）1隻

- 2 保管した工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日時

- (1) 保管した工作物の放置されていた場所 ① 岡山県岡山市北区玉柏地先 ②岡山県岡山市北区中井町二丁目地先 ③岡山県岡山市北区中井町二丁目地先 ④岡山県岡山市南区福島一丁目地先 ⑤岡山県岡山市北区三野二丁目地先
- (2) 当該工作物を除却した日時 ①令和7年1月28日10時 ②令和7年1月29日9時 ③令和7年1月29日9時 ④令和7年1月28日9時 ⑤令和7年1月29日12時

- 3 当該工作物の保管を始めた日時及び保管の場所

- (1) 当該工作物の保管を始めた日時 ①令和7年1月28日13時 ②令和7年1月29日14時 ③令和7年1月29日14時 ④令和7年1月28日10時 ⑤令和7年1月29日14時

- (2) 保管の場所 岡山県岡山市中区四御神地先 国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所 大原排水機場

- 4 その他 返還を受ける者は、氏名及び住所を証するに足りる書類を提示し、国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所占用調整課に申し出ること。

なお、当該工作物の除却、保管その他の措置に要した費用は、河川法第75条第9項の規定に基づき当該工作物の返還を受ける者の負担とする。

- 5 問い合わせ先 岡山県岡山市北区鹿田町二丁目4番36号 国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所 占用調整課 電話086-223-5193

## 四国地方整備局公示

道路法（昭和17年法律第百八十号）第二十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定するとしていたので、同条第二項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和7年3月14日から1週間一般の縦覧に供する。

四国地方整備局長 豊口 佳之

(一) 令和7年3月14日  
 (二) 路路の種類 一般国道  
 (三) 占用を制限する区域 五十五号  
 (四) 番地 一まで  
 (五) 制限の対象とする占用物件 新たに地上に設ける電柱（占用の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）  
 (六) 占用を制限する理由 ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。  
 (七) 占用の制限の開始の期日 令和7年3月15日  
 (八) 図面縦覧場所 四国地方整備局及び同局土佐国造事務所

## 労働

## 中央最低賃金審議会委員の候補者の推薦について

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第23条第1項の規定に基づき中央最低賃金審議会委員を任命するに当たり、最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）第3条第1項の規定に基づき候補者の推薦を求めるとしたので、関係労働組合及び関係使用者団体は、次の「中央最低賃金審議会委員候補者推薦要領」により、それぞれ、労働者を代表する委員又は使用者を代表する委員の候補者を推薦されたい。

令和7年3月14日

厚生労働大臣 福岡 資麿

## 中央最低賃金審議会委員候補者推薦要領

## 1 推薦資格

- (1) 労働者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条に規定する労働組合であること。
- (2) 使用者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、労働問題若しくは中小企業の経営問題を取り扱うことが主な目的であるか、又は業務の主要な部分である使用者団体であること。

- 2 候補者資格 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条各号のいずれにも該当しない者であること。

- 3 推薦手続 推薦資格を有する労働組合は別紙1による推薦書により、推薦資格を有する使用者団体は別紙2による推薦書により、それぞれ推薦すること。また、推薦に当たっては、推薦書に次の書類を添付して提出すること。

- (1) 候補者の履歴書 2部
- (2) 中央最低賃金審議会の委員に就任することについての候補者の内諾書 1部

4 推薦締切日 令和7年4月4日

5 推薦書及び添付書類の提出場所 厚生労働省労働基準局賃金課（東京都千代田区霞が関1丁目2番2号）

## 別紙1

令和 年 月 日  
 住 所（主たる事務所の所在地）  
 労働組合名（代表者氏名）

厚生労働大臣 福岡 資麿 殿

中央最低賃金審議会委員の候補者として次の者を推薦します。

氏名	年齢	所属労働組合及び地位	所属職場及び地位	略歴	備考

(記入上の注意) 所属労働組合及び地位欄には、候補者の所属労働組合が複数ある場合には、その労働組合名及び地位を全部列挙して記入すること。

## 別紙2

令和 年 月 日

住 所 (主たる事務所の所在地)

使用者団体名 (代 表 者 氏 名)

厚生労働大臣 福岡 資麿 殿  
中央最低賃金審議会委員の候補者として次の者を推薦します。

氏名	年齢	所属会社・事業場名及び地位	略歴	備考

(記入上の注意) 所属会社・事業場名及び地位欄には、候補者の所属会社、事業場が複数ある場合には、その所属会社、事業場名及び地位を全部列挙して記入すること。

## 公 告

## 趣 事 項

## 分限処分通知

第1水陸機動連隊 陸士長 助光 浩嗣  
自衛隊法第42条第3号の規定により分限処分として、下記のとおりに処する。

記

処分内容：免職

陸上自衛隊水陸機動団第1水陸機動連隊長  
1等陸佐 堀田 朗伸

1 この処分を受けた者は、これに不服がある場合には、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に防衛大臣に対して審査請求をすることができる。ただし、この期間内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、することができない。

2 この処分についての処分の取消しの訴えは、審査請求に対する防衛大臣の裁決を経た後でなければ提起することができない。ただし、次の

(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、防衛大臣の裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができる。

- (1) 審査請求があつた日から3月を経過しても、防衛大臣の裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する防衛大臣の裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、国を被告として（訴訟において國を代表する者は法務大臣となる）、提起しなければならない。ただし、この期間内であっても、防衛大臣の裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過した後は、提起することができない。

令和7年3月14日  
陸上自衛隊水陸機動団第1水陸機動連隊長  
1等陸佐 堀田 朗伸

## 相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

## 令和6年(家) 第1373号

沖縄県名護市宇宇茂佐428番地15県職員住宅  
宇茂佐団地3棟302号

申立人 岩本 由美  
大阪市阿倍野区北畠1丁目2番2-403号

申立人 岡崎 瑞江  
本籍島根県浜田市弥栄町柄木637番地1、最

後の住所島根県浜田市弥栄町柄木637番地1、死亡の場所島根県浜田市、死亡年月日令和3年4月17日、出生の場所朝鮮慶尚北道大邱府村上町、出生年月日昭和16年1月14日、職業不明

被相続人 亡 千部 友子  
東京都港区虎ノ門1丁目11番9号コンシェリア虎ノ門704

相続財産清算人 弁護士法人佐和法律事務所  
催告期間満了日 令和7年10月6日

松江家庭裁判所浜田支部

## 令和6年(家) 第1374号

沖縄県名護市宇宇茂佐428番地15県職員住宅  
宇茂佐団地3棟302号

申立人 岩本 由美  
大阪市阿倍野区北畠1丁目2番2-403号

申立人 岡崎 瑞江  
本籍島根県那賀郡弥栄村大字柄木637番地ノ  
1、最後の住所島根県那賀郡弥栄村大字柄木

637番地、死亡の場所島根県浜田市、死亡年  
月日平成11年1月29日、出生の場所不明、出  
生年月日明治43年5月8日、職業不明

被相続人 亡 千部タキヨ

東京都港区虎ノ門1丁目11番9号コンシェリア虎ノ門704

相続財産清算人 弁護士法人佐和法律事務所  
催告期間満了日 令和7年10月6日

松江家庭裁判所浜田支部

## 令和6年(家) 第1375号

沖縄県名護市宇宇茂佐428番地15県職員住宅  
宇茂佐団地3棟302号

申立人 岩本 由美  
大阪市阿倍野区北畠1丁目2番2-403号

申立人 岡崎 瑞江  
本籍島根県浜田市弥栄町柄木637番地1、最

後の住所島根県浜田市弥栄町柄木637番地1、死亡の場所島根県浜田市、死亡年月日平成27年2月27日、出生の場所島根県那賀郡安城村、出生年月日昭和7年1月3日、職業不明

被相続人 亡 千部 峯晴

東京都港区虎ノ門1丁目11番9号コンシェリア虎ノ門704

相続財産清算人 弁護士法人佐和法律事務所  
催告期間満了日 令和7年10月6日

松江家庭裁判所浜田支部

## 令和6年(家) 第206号

島根県隠岐郡隠岐の島町中町出雲結の一4-14

申立人 梶谷 陽子  
本籍島根県隠岐郡隠岐の島町下西795番地、最

後の住所島根県隠岐郡隠岐の島町下西795番地、死亡の場所島根県隠岐郡隠岐の島町、死亡年月日令和6年3月28日、出生の場所島根県周吉郡磯村、出生年月日昭和23年12月9日、職業自営業

被相続人 亡 村尾 保一

事務所島根県隠岐郡隠岐の島町港町塩口24-9 NTT隠岐ビル1階法テラス西郷法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 宮田 尚典  
催告期間満了日 令和7年9月30日

松江家庭裁判所西郷支部  
令和6年(家) 第9299号  
北九州市小倉北区城内1番1号

申立人 北九州市  
本籍東京都小平市たかの台1414番地、最後の  
住所茨城県常陸大宮市上伊勢畑678番地の9、死  
亡の場所茨城県常陸大宮市、死亡年月日令和  
2年3月19日、出生の場所福島県大沼郡昭和  
村、出生年月日昭和30年7月1日、職業不明

被相続人 亡 星 正男  
事務所北九州市小倉北区木町3丁目6番7号  
相続財産清算人 弁護士 河原 一雅  
催告期間満了日 令和7年10月3日

福岡家庭裁判所小倉支部

令和7年(家) 第5005号  
神奈川県横須賀市根岸町4丁目4番5号  
申立人 松沼 厚  
本籍神奈川県横須賀市不入斗町3丁目16番  
地、最後の住所神奈川県横須賀市公郷町5丁  
目16番地、死亡の場所神奈川県横須賀市、死  
亡年月日令和5年8月17日、出生の場所東京  
府東京市中野区、出生年月日昭和8年3月2  
日、職業無職  
被相続人 亡 林 悅子  
事務所神奈川県横須賀市小川町12番地  
相続財産清算人 司法書士 保科 宏行  
催告期間満了日 令和7年9月25日

横浜家庭裁判所横須賀支部

令和7年(家) 第2022号  
愛知県田原市大久保町七ツ釜1番地  
申立人 皿井 一弘  
本籍愛知県豊川市豊川町波通4番地4、最後  
の住所愛知県豊川市豊川町波通5番地の1、死  
亡の場所愛知県豊川市、死亡年月日推定令和  
6年2月15日、出生の場所愛知県南設楽郡  
新城町、出生年月日昭和27年8月24日、職業  
保育園園長  
被相続人 亡 三輪 一代

事務所愛知県豊川市松風町46番地2階D号室  
大塚公美子法律事務所

相続財産清算人 弁護士 大塚公美子  
催告期間満了日 令和7年9月25日

名古屋家庭裁判所豊橋支部

## 令和6年(家)第40113号

盛岡市長田町6番2号

申立人 岩手県信用保証協会

本籍岩手県盛岡市材木町288番地、最後の住所盛岡市材木町2番25号、死亡の場所岩手県盛岡市、死亡年月日令和6年4月22日、出生の場所岩手県盛岡市、出生年月日昭和17年10月22日、職業不詳

被相続人 亡 池野 弘明

事務所盛岡市中央通2丁目8番9号 井野法律事務所盛岡オフィス

相続財産清算人 弁護士 井野 一弘

催告期間満了日 令和7年10月10日

盛岡家庭裁判所

## 令和6年(家)第6111号

茨城県取手市西2丁目1番F-609号

申立人 藤沼 泰弘

本籍東京都練馬区南大泉4丁目677番地、最後の住所茨城県取手市西2丁目1番F-609号、死亡の場所茨城県取手市、死亡年月日令和6年9月8日、出生の場所東京都中野区、出生年月日昭和25年11月20日、職業不明

被相続人 亡 岡本 忠

茨城県取手市取手2丁目3番7号取手センタービル5階 じょうばん法律事務所

相続財産清算人 弁護士 鬼沢 健士

催告期間満了日 令和7年10月21日

水戸家庭裁判所龍ヶ崎支部

## 令和6年(家)第10383号

埼玉県所沢市上新井5丁目12番地の1

申立人 西所沢パークハイツ管理組合

本籍東京都小金井市中町4丁目1356番地、最後の住所埼玉県所沢市上新井5丁目12番地の1 西所沢パークハイツA-202、死亡の場所埼玉県所沢市、死亡年月日令和5年1月21日頃から31日頃までの間、出生の場所東京都武蔵野市、出生年月日昭和37年7月15日、職業不明

被相続人 亡 萩原 敏雄

事務所埼玉県所沢市くすのき台1-12-1

内野ビル2階 德永法律事務所

相続財産清算人 弁護士 德永慎太郎

催告期間満了日 令和7年9月29日

さいたま家庭裁判所川越支部

## 令和6年(家)第30411号

東京都中央区晴海1丁目8番10号トリトンスクエアX棟

申立人 三井住友トラストクラブ株式会社  
本籍千葉県千葉市稻毛区山王町77番地21、最後の住所千葉市稻毛区山王町77番地21、死亡の場所千葉県千葉市美浜区、死亡年月日令和5年7月13日、出生の場所福岡県八女郡星野村、出生年月日昭和36年11月5日、職業不明

被相続人 亡 宮原 平文

事務所千葉市中央区新田町23番15号 K16ビル305 陽だまり法律事務所

相続財産清算人 弁護士 石川さやか

催告期間満了日 令和7年10月21日

千葉家庭裁判所

## 令和6年(家)第30425号

千葉市稻毛区轟町3丁目6番9号 ユービーエーブ西千葉102号

申立人 本間 貴大

本籍千葉県千葉市若葉区貝塚町400番地、最後の住所千葉市稻毛区稻毛東2丁目12番14号ドットホーム稻毛駅前、死亡の場所千葉県千葉市稻毛区、死亡年月日令和6年6月25日、出生の場所千葉県千葉市、出生年月日昭和43年7月23日、職業無職

被相続人 亡 植草 和子

事務所千葉市中央区中央3丁目5番1号 クリエ千葉中央6階B号室 かなで法律事務所

相続財産清算人 弁護士 相田 敦史

催告期間満了日 令和7年10月21日

千葉家庭裁判所

## 令和6年(家)第30426号

千葉市緑区菅田町2丁目2番地1258

申立人 西村 啓一

本籍千葉市緑区菅田町3丁目24番地、最後の住所千葉市緑区大膳野町4番地330、死亡の場所千葉県千葉市緑区、死亡年月日推定令和6年8月26日、出生の場所千葉県千葉市、出生年月日昭和35年1月10日、職業無職

被相続人 亡 磯野 誠一

事務所千葉市中央区中央4丁目17番3号袖ヶ浦ビル6階 佐野総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 村岡 旭美

催告期間満了日 令和7年10月17日

千葉家庭裁判所

## 令和6年(家)第30405号

千葉県柏市篠籠田1051番地の62

申立人 橋原 義夫

本籍千葉県柏市かやの町2番、最後の住所千葉県柏市篠籠田1051番地の62、死亡の場所千葉県柏市、死亡年月日平成29年10月29日、出生の場所青森県十和田市、出生年月日昭和25年9月26日、職業無職

被相続人 亡 橋原 幸子

事務所千葉県松戸市松戸1281-29 京阪松戸ビル5階 東葛総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 福富美穂子

催告期間満了日 令和7年10月20日

千葉家庭裁判所松戸支部

## 令和6年(家)第7126号

千葉県東金市田間2丁目3番地4

申立人 司法書士 森 優子(杉田優子)

本籍千葉県大網白里市桂山294番地3、最後の住所千葉県大網白里市季美の森南1丁目30番地8特別養護老人ホーム季美の森、死亡の場所千葉県大網白里市、死亡年月日令和6年8月3日、出生の場所千葉県山武郡福岡村、出生年月日昭和10年9月26日、職業無職

被相続人 亡 大塚百合子

事務所千葉市中央区中央3丁目5番1号 クリエ千葉中央6階B号室 かなで法律事務所

相続財産清算人 弁護士 塩野 大介

催告期間満了日 令和7年10月21日

千葉家庭裁判所八日市場支部

## 令和6年(家)第7134号

千葉県匝瑳市八日市場ハ767番地

申立人 磯部千勢子

本籍千葉県匝瑳市八日市場ハ767番地、最後の住所千葉県匝瑳市八日市場ハ767番地、死亡の場所千葉県匝瑳市、死亡年月日平成30年7月19日、出生の場所千葉県匝瑳郡八日市場町、出生年月日昭和24年9月28日、職業会社員

被相続人 亡 磯部 博明

事務所千葉県山武郡横芝光町横芝2095-1 第3青柳グリーンパレス2階 横芝光法律事務所

相続財産清算人 弁護士 上原 昌也

催告期間満了日 令和7年10月21日

千葉家庭裁判所八日市場支部

## 令和6年(家)第72952号

東京都品川区小山6丁目4番11-701号

申立人 川部 達也

本籍東京都品川区荏原1丁目3番、最後の住所東京都品川区荏原1丁目3番12号、死亡の場所東京都品川区、死亡年月日令和6年6月23日、出生の場所東京都東京市京橋区、出生年月日昭和12年8月20日、職業無職

被相続人 亡 飯沼 久枝

事務所東京都千代田区永田町2-14-2 山王グランドビル404号室 山王法律事務所

相続財産清算人 弁護士 中川 徹也

催告期間満了日 令和7年9月30日

東京家庭裁判所

## 令和6年(家)第72973号

東京都足立区柳原2丁目6番4-409号

申立人 樊 培焱

本籍神奈川県川崎市多摩区布田3番、最後の住所東京都足立区柳原2丁目6番4-409号、死亡の場所東京都足立区、死亡年月日令和6年4月22日、出生の場所福岡県久留米市、出生年月日昭和46年5月18日、職業会社員

被相続人 亡 内田 洋展

事務所東京都中央区日本橋兜町5番1号兜町第1平和ビル6階日本橋フォーラム総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 宗岡 慶太

催告期間満了日 令和7年9月30日

東京家庭裁判所

## 令和6年(家)第73061号

東京都渋谷区神南1丁目15番3号

申立人 株式会社フューチャープランニング

本籍愛知県名古屋市東区葵1丁目1819番地、最後の住所東京都新宿区百人町2丁目3番20号アネックス戸山、死亡の場所東京都新宿区、死亡年月日令和5年12月19日、出生の場所愛知県名古屋市東区、出生年月日昭和5年11月18日、職業不詳

被相続人 亡 種村 元成

事務所東京都千代田区神田司町2丁目2番12号神田司町ビル6階 岡田・今西・山本法律事務所

相続財産清算人 弁護士 山本 正

催告期間満了日 令和7年9月30日

東京家庭裁判所

**令和7年(家)第40055号**  
神奈川県横浜市中区日本大通9番地  
申立人 横浜地方検察庁検察官検事 山口 貴亮  
本籍福島県会津若松市大戸町上三寄大豆田949番地、最後の住所神奈川県横浜市泉区新橋町3番地横浜市新橋ホーム、死亡の場所神奈川県横浜市泉区、死亡年月日令和3年9月8日、出生の場所福島県北会津郡大戸村、出生年月日昭和27年10月27日、職業無職  
被相続人 亡 小林 俊彦  
事務所横浜市中区常盤町1丁目2番1号閑内電子ビル3階A-1  
相続財産清算人 弁護士 飯田 学史  
催告期間満了日 令和7年10月14日  
横浜家庭裁判所

**令和6年(家)第3270号**  
神奈川県秦野市元町1番7号  
申立人 中栄信用金庫  
本籍神奈川県伊勢原市日向728番地、最後の住所神奈川県伊勢原市西富岡1067番地、死亡の場所神奈川県伊勢原市、死亡年月日令和5年10月29日、出生の場所神奈川県中郡高部山村、出生年月日昭和7年6月17日、職業無職  
被相続人 亡 天野 信男  
事務所神奈川県小田原市本町1丁目4番7号朝日生命小田原ビル402 おだわら総合法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 加藤 勝  
催告期間満了日 令和7年10月8日  
横浜家庭裁判所小田原支部

**令和7年(家)第5005号**  
長野県伊那市荒井3507番地1号  
申立人 熊谷 勝昌  
本籍長野県伊那市荒井3446番地、最後の住所長野県伊那市荒井3643番地4、死亡の場所長野県伊那市、死亡年月日令和3年8月6日、出生の場所愛知県愛知郡幡山村、出生年月日昭和19年11月25日、職業不詳  
被相続人 亡 新井富士子  
長野県伊那市境1047中村ビル 平島法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 平島 史彦  
催告期間満了日 令和7年10月10日  
長野家庭裁判所伊那支部

**令和7年(家)第7001号**  
愛知県一宮市篠屋1丁目4番3号  
申立人 尾西信用金庫  
本籍愛知県稲沢市桜木1丁目10番、最後の住所愛知県愛西市渕高町蔭島44番地2、死亡の場所愛知県一宮市、死亡年月日令和6年7月27日、出生の場所岐阜県恵那郡蛭川村、出生年月日昭和25年9月22日、職業会社役員  
被相続人 亡 林 利一  
事務所名古屋市東区代官町34-12 J Bビル2階西村パートナーズ法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 稲垣 正浩  
催告期間満了日 令和7年10月20日  
名古屋家庭裁判所

**令和7年(家)第2007号**  
滋賀県大津市和邇春日1丁目879番地18  
申立人 坂元しおり  
本籍滋賀県大津市真野2丁目224番地、最後の住所滋賀県大津市坂本5丁目13番1号真盛園、死亡の場所滋賀県大津市、死亡年月日令和6年9月7日、出生の場所滋賀県滋賀郡真野村、出生年月日昭和17年12月10日、職業無職  
被相続人 亡 瀬津つゆ子  
滋賀県大津市中央3-4-28第3ワークスワーン202 すみれ法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 木下 康代  
催告期間満了日 令和7年10月20日  
大津家庭裁判所

**令和6年(家)第2399号**  
茨城県つくば市春日1丁目2番地 筑波大学高細精医療イノベーション棟  
申立人 つくばツインズパーク株式会社  
代表者代表取締役 犬塚 隆志  
申立人手続代理人弁護士 田中 清  
同 小谷健太郎  
同 飛鳥井雅崇  
本籍大阪市旭区新森4丁目28番地、最後の住所京都府木津川市兜台3丁目19番地20、死亡の場所京都府木津川市、死亡年月日推定令和6年5月30日、出生の場所大阪市西淀川区、出生年月日昭和12年6月17日、職業社団法人理事  
被相続人 亡 寺田 弘司  
事務所京都市中京区柳馬場通御池下る柳八幡町65 京都朝日ビル10階 富士パートナーズ法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 藤井 哲也  
催告期間満了日 令和7年10月9日  
京都家庭裁判所

**令和6年(家)第2443号**  
京都府城陽市寺東東ノ口16・17番地  
申立人 城陽市長 奥田 敏晴  
本籍兵庫県宍粟市一宮町西安積490番地、最後の住所京都府城陽市枇杷庄島ノ宮80番地の164、死亡の場所京都府城陽市、死亡年月日令和5年12月末頃、出生の場所兵庫県佐用郡中安村、出生年月日昭和18年4月16日、職業無職  
被相続人 亡 岡田 丞市  
事務所京都市中京区麸屋町通丸太町下ル舟屋町407 長栄ビル5階 植松・鈴木法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 伊藤 友紀  
催告期間満了日 令和7年10月9日  
京都家庭裁判所

**令和6年(家)第81766号**  
大阪府大阪市中央区北浜2-1-23日本文化会館ビル8階  
申立人 丸野 敏雅  
本籍大阪府高槻市若松町254番地、最後の住所大阪府高槻市明野町19番11号、死亡の場所大阪府高槻市、死亡年月日令和6年4月10日、出生の場所滋賀県滋賀郡膳所町、出生年月日昭和7年6月6日、職業無職  
被相続人 亡 山崎美代子  
大阪市中央区北浜4-7-28 住友ビル2号館1階  
相続財産清算人 弁護士 北嶋 紀子  
催告期間満了日 令和7年10月20日  
大阪家庭裁判所

**令和7年(家)第80122号**  
大阪府守口市八雲北町2丁目28-2  
申立人 西山 達也  
本籍大阪府豊中市東泉丘2丁目7番、最後の住所大阪府寝屋川市長栄寺町15番3号 103号、死亡の場所大阪府寝屋川市、死亡年月日令和6年9月2日、出生の場所鳥取県八頭郡若桜町、出生年月日昭和31年11月7日、職業無職  
被相続人 亡 西山 大助  
大阪市中央区南船場4-3-11 大阪豊田ビル2F  
相続財産清算人 弁護士 高畠豪太郎  
催告期間満了日 令和7年10月21日  
大阪家庭裁判所

**令和7年(家)第80149号**  
大阪府東大阪市高井田元町2丁目9-11  
申立人 永和グランドハイツ管理組合  
本籍大阪府東大阪市高井田元町2丁目1445番地、最後の住所大阪府東大阪市高井田元町2丁目9番11-704号 永和グランドハイツ、死亡の場所大阪府東大阪市、死亡年月日推定令和5年3月7日、出生の場所大阪府布施市、出生年月日昭和31年6月23日、職業不明  
被相続人 亡 小川 秀明  
大阪市北区西天満3丁目3番17号 ルアンジュ南森町403  
相続財産清算人 弁護士 津川 裕介  
催告期間満了日 令和7年10月28日  
大阪家庭裁判所

**相続権主張の催告**  
次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

**令和7年(家)第7024号**  
福島県いわき市平字小太郎町4番地の9 平小太郎ビル3階 弁護士法人湊法律事務所  
申立人 弁護士 安藤 真史  
本籍福島県いわき市平上荒川字林作45番地、最後の住所福島県平上荒川字林作45番地、死亡の場所福島県いわき市、死亡年月日推定令和3年1月2日、出生の場所福島県石城郡飯野村、出生年月日昭和24年10月27日、職業不明  
被相続人 亡 大森 章好  
催告期間満了日 令和7年9月25日  
福島家庭裁判所いわき支部

**平成23年(家)第59号**  
栃木県真岡市荒町2156番地1 濱下法律事務所  
申立人 相続財産管理人 弁護士 濱下 敦夫  
本籍栃木県真岡市下大田和996番地、最後の住所栃木県真岡市下大田和996番地、死亡の場所栃木県宇都宮市、死亡年月日平成22年1月28日、出生の場所栃木県芳賀郡大内村、出生年月日昭和15年9月25日、職業無職  
被相続人 亡 杉山 純  
催告期間満了日 令和7年9月30日  
宇都宮家庭裁判所真岡支部

## 公示催告

次の申立人から別紙目録表示の有価証券について公示催告の申立てがあったので、その所持人は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を争う旨の申述をすると共に有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合には、その無効を宣言することができます。

## 令和7年(ヘ)第1号

新潟県燕市小関989番地3  
申立人 株式会社燕鋼板コンポー  
代表者 代表取締役 岡田健太郎  
権利を争う旨の申述の終期 令和7年5月26日  
令和7年2月26日 長岡簡易裁判所  
(別紙) 目録

## 約束手形 1通

手形番号 JP18753  
金額 679,316円

支払期日 令和7年1月15日  
支払地 長岡市

支払場所 株式会社第四北越銀行長岡本店営業部  
振出日 令和6年11月20日

振出地 東京都中央区

振出人 株式会社ツガミ 代表取締役 米山賢司  
受取人 申立人

最終所持人 申立人

## 令和7年(ヘ)第1号

山口県光市和田町893番地80  
申立人 株式会社建昇  
代表者 代表取締役 松村 宏美  
権利を争う旨の申述の終期 令和7年6月6日  
令和7年2月21日 周南簡易裁判所  
(別紙) 目録

## 約束手形 2通

(1)手形番号 BD70406  
金額 1,000,000円

支払期日 令和7年1月31日  
支払地 山口県光市

支払場所 株式会社山口銀行光支店  
振出日 令和6年11月29日

振出地 山口県光市  
振出人 時盛建設株式会社 代表取締役 時盛純  
受取人 申立人

最終所持人 申立人

(2)手形番号 BD70407

金額 90,000円

(2)の約束手形の支払期日、支払地、支払場所、振出日、振出地、振出人、受取人及び最終所持人は(1)の約束手形の記載に同じ

## 令和6年(ヘ)第1号

次の申立人から別紙目録表示の権利について公示催告の申立てがあるので、その権利者は、下記権利の届出の終期までに当裁判所に権利を届け出してください。もし下記権利の届出の終期までに権利の届出がない場合には、その権利は失権することがあります。

山形県酒田市栄町14番15号

申立人 久村 玲子

権利の届出の終期 令和7年5月28日

令和7年2月20日 酒田簡易裁判所  
(別紙) 目録

## 1目的不動産の表示

(1)所在 酒田市栄町

地番 74番1

地目 宅地

地積 2741.65平方メートル

(2)所在 酒田市栄町

地番 74番4

地目 宅地

地積 859.50平方メートル

(3)所在 酒田市栄町

地番 74番5

地目 宅地

地積 269.45平方メートル

(4)所在 酒田市栄町

地番 74番6

地目 宅地

地積 952.19平方メートル

(5)所在 酒田市栄町

地番 74番16

地目 宅地

地積 2165.28平方メートル

(6)所在 酒田市栄町

地番 74番17

地目 公衆用道路

地積 327平方メートル

(7)所在 酒田市栄町

地番 74番18

地目 公衆用道路

地積 386平方メートル

(8)所在 酒田市栄町

地番 74番19

地目 宅地

地積 209.65平方メートル

(9)所在 酒田市栄町

地番 74番20

地目 公衆用道路

地積 95平方メートル

(10)所在 酒田市栄町

地番 75番1

地目 宅地

地積 143.80平方メートル

(11)所在 酒田市栄町

地番 75番2

地目 宅地

地積 202.04平方メートル

(12)所在 酒田市栄町

地番 75番3

地目 公衆用道路

地積 42平方メートル

(13)所在 酒田市栄町

地番 75番4

地目 宅地

地積 253.42平方メートル

2登記年月日番号 山形地方法務局酒田支局明治41年2月14日受付第784号

## 3登記した権利の内容

原因 明治41年2月13日設定

借賃 1ヶ月90円

支払期 每年6月、12月

存続期間 10ヶ月

賃借権者 酒田市近江町20番地

後藤 恒太

## 失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあるので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出してください。

## 令和7年(家)第1号

岩手県一関市赤荻字龜田106番地2

申立人 足利 勝弘

本籍岩手県一関市大東町曾慶宇袖振17番地、最後の住所岩手県一関市赤荻字荻野370番地12

不在者 足利 力

昭和17年7月10日生

届出期間満了日 令和7年7月1日  
盛岡家庭裁判所一関支部

## 令和6年(家)第8764号

兵庫県尼崎市崇徳院3丁目35番地

申立人 山田 末梨

兵庫県尼崎市崇徳院3丁目36番地の10

申立人 田村 喜月

国籍韓国、最後の住所大韓民国以下不詳

不在者 徐 命立

西暦1941年6月30日生

届出期間満了日 令和7年6月30日  
東京家庭裁判所

## 令和7年(家)第117号

東京都八王子市明神町4丁目5番3号 橋捷ビル6階

申立人 不在者村上良夫不在者財産管理人弁護士 番場 弘文

本籍東京都町田市上小山田町2894番地8、最後の住所東京都町田市上小山田町2894番地8

不在者 村上 良夫

昭和19年2月20日生

届出期間満了日 令和7年6月27日  
東京家庭裁判所立川支部

## 令和7年(家)第111号

神奈川県相模原市中央区矢部1-2-18

申立人 金宮 淑子

国籍大韓民国、最後の住所神奈川県相模原市中央区矢部1丁目2番18号

不在者 文 榮子

西暦1937年9月5日生

届出期間満了日 令和7年6月30日  
横浜家庭裁判所相模原支部

## 令和6年(家)第247号

長野県千曲市栗佐1237-3

申立人 柳沢富士男

本籍長野市大岡丙3411番地、最後の住所長野市大岡丙3411番地

不在者 柳澤 文男

昭和5年11月1日生

届出期間満了日 令和7年7月7日  
長野家庭裁判所

**令和6年(家)第785号**  
広島県広島市佐伯区杉並台6-15  
申立人 吉岡 照美  
本籍島根県江津市桜江町田津216番地、最後の住所広島県広島市佐伯区杉並台6番地15  
不在者 吉岡 憲之  
昭和22年5月22日生  
届出期間満了日 令和7年6月30日  
廣島家庭裁判所

**令和6年(家)第139号**  
山口県光市花園2丁目6-28  
申立人 佐伯日出夫、佐伯 貴子  
本籍山口県下松市藤光町1丁目16番、最後の住所山口県下松市藤光町1丁目16番8号 セジュールいとう202号  
不在者 佐伯 一光  
昭和58年3月12日生  
届出期間満了日 令和7年7月7日  
山口家庭裁判所周南支部

**令和6年(家)第36号**  
大分県日田市大字花月1947番地1  
申立人 後藤 真澄  
本籍大分県日田市大字花月1947番地、最後の住所大分県杵築市大字大内4656番地14  
不在者 後藤 清水  
昭和34年6月19日生  
届出期間満了日 令和7年7月20日  
大分家庭裁判所杵築支部

**失踪宣告**

**令和6年(家)第408号**  
本籍不詳(元本籍千葉県千葉郡千城村大宮694番地)、最後の住所不明  
不在者 櫻木 ナツ  
大正11年9月10日生  
令和7年2月20日失踪宣告審判確定  
千葉家庭裁判所裁判所書記官

**令和6年(家)第5159号**  
本籍新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立613番地1、最後の住所新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立613番地1  
不在者 平賀 晴高  
昭和9年10月30日生  
令和7年2月20日失踪宣告審判確定  
新潟家庭裁判所長岡支部裁判所書記官

**令和6年(家)第273号**  
本籍三重県鈴鹿市国府町1647番地1、最後の住所三重県桑名市大字小泉943番地ハビネス103  
不在者 平井優美子  
昭和53年11月20日生  
令和7年2月21日失踪宣告審判確定  
津家庭裁判所四日市支部裁判所書記官

**令和6年(家)第1371号**  
本籍岡山県加賀郡吉備中央町広面1766番地、最後の住所大阪府大阪市中央区高津3丁目8番11号  
不在者 河田 祝子  
昭和13年7月16日生  
令和7年2月20日失踪宣告審判確定  
大阪家庭裁判所裁判所書記官

**令和6年(家)第347号**  
本籍岡山県岡山市中区海吉1965番地9、最後の住所岡山市中区海吉1965番地9  
不在者 津田 博子  
昭和23年7月20日生  
令和7年2月20日失踪宣告審判確定  
岡山家庭裁判所裁判所書記官

**破産手続開始**  
次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

**令和7年(フ)第6号**  
鹿児島県奄美市名瀬有屋町17番地13  
債務者 有限会社エム・ケイ・ティ  
代表者取締役 村田由美子  
1 決定年月日時 令和7年3月5日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 小山 獻  
4 破産債権の届出期間 令和7年3月26日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月21日午前11時30分  
鹿児島地方裁判所名瀬支部2係

**令和7年(フ)第1110号**  
東京都千代田区神田佐久間町3丁目37番地  
債務者 株式会社大友旅行社  
代表者取締役 荒井 信美

**1 決定年月日時 令和7年3月5日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 多田啓太郎  
4 破産債権の届出期間 令和7年4月2日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月5日午後1時30分**  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第1112号**  
東京都渋谷区神宮前6丁目33番1号、1A  
債務者 有限会社ポイント・ネット  
代表者代表取締役 中山 泉  
1 決定年月日時 令和7年3月5日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 大熊 新  
4 破産債権の届出期間 令和7年4月2日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月12日午前10時30分  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第1115号**  
東京都杉並区高円寺南1丁目11番6号  
債務者 株式会社ミューズ  
代表者代表取締役 篠崎敬一郎  
1 決定年月日時 令和7年3月5日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 横谷 典男  
4 破産債権の届出期間 令和7年4月2日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月29日午後2時  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第1120号**  
東京都江戸川区松島3丁目45番9号  
債務者 株式会社高坂電気  
代表者取締役 高坂 匠一  
1 決定年月日時 令和7年3月5日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 伊藤 周一  
4 破産債権の届出期間 令和7年4月2日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月5日午前11時  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第1149号**  
東京都荒川区町屋2丁目16番15-802号  
債務者 有限会社リトルラミング  
代表者取締役 山中 裕  
1 決定年月日時 令和7年3月5日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 岡本 健太  
4 破産債権の届出期間 令和7年4月2日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月29日午前10時  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第1151号**  
東京都港区芝3丁目25番6号  
債務者 三報株式会社  
代表者代表取締役 藤田 晃弘  
1 決定年月日時 令和7年3月5日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 松本 裕之  
4 破産債権の届出期間 令和7年4月2日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月13日午後2時30分  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第1153号**  
東京都大田区西蒲田7丁目5番6号  
債務者 株式会社天竜  
代表者代表取締役 中山 智規  
1 決定年月日時 令和7年3月5日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 大野 真央  
4 破産債権の届出期間 令和7年4月2日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月30日午後1時30分  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第1155号**  
東京都世田谷区北沢1丁目39番7号 SAビル305  
債務者 パーブロトーキョー株式会社  
代表者代表取締役 濱川 祐一  
1 決定年月日時 令和7年3月5日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 岡本 健太  
4 破産債権の届出期間 令和7年4月2日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月29日午前10時  
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第1157号	東京都板橋区南常盤台1丁目11番6号 レフ ア南常盤台101号室 債務者 カイコシステムズ株式会社 代表者代表取締役 是本 海 1 決定年月日時 令和7年3月5日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 亀ヶ谷貴之 4 破産債権の届出期間 令和7年4月2日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月29日午前10時 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第1160号	東京都国立市谷保6058-1 コンフォルシア 国立306、商業登記簿上の本店所在地東京都 新宿区新宿6丁目25番14号 債務者 株式会社エヌステージ 代表者代表取締役 嶋田 昌史 1 決定年月日時 令和7年3月5日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 田中 太陽 4 破産債権の届出期間 令和7年4月2日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月29日午前10時 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第1162号	東京都渋谷区宇田川町12番3号 債務者 合同会社S企画 代表者代表社員 池田 周作 1 決定年月日時 令和7年3月5日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 守永真智子 4 破産債権の届出期間 令和7年4月2日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月5日午後1時30分 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第1164号	東京都杉並区高円寺北2丁目29番14号 債務者 株式会社サンテオレコーポレーション 代表者代表取締役 川名 文大

令和7年(フ)第1211号	東京都渋谷区広尾2丁目2番19号 債務者 株式会社青龍堂 代表者仮代表取締役 飯田 岳 1 決定年月日時 令和7年3月5日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 香川 明久 4 破産債権の届出期間 令和7年4月2日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月29日午後1時30分 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第1201号	東京都青梅市師岡町3丁目19番地の8 債務者 株式会社ハイアンドミマネジメント 代表者代表取締役 桑田 久代 1 決定年月日時 令和7年3月5日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐原 祥太 4 破産債権の届出期間 令和7年4月2日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月29日午前10時 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第1205号	東京都品川区平塚3丁目3番23号 債務者 オーエス不動産有限会社 代表者代表取締役 柳原 美代 1 決定年月日時 令和7年3月5日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山田 康成 4 破産債権の届出期間 令和7年4月2日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月6日午前10時 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第1208号	東京都荒川区西日暮里2丁目49番6号 サン ハイツ西日暮里404号室 債務者 大陸商事株式会社 代表者代表取締役 中村 凌 1 決定年月日時 令和7年3月5日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山中 雅雄 4 破産債権の届出期間 令和7年4月2日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月29日午後3時 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第1245号	東京都港区赤坂9丁目5番26号 債務者 株式会社アデア 代表者代表取締役 須賀 昌男 1 決定年月日時 令和7年3月5日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 川辺 雄太 4 破産債権の届出期間 令和7年4月2日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月30日午前10時 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第1219号	東京都文京区本郷5丁目1番11号 K I I H OUSE 202 債務者 W T B フーズ株式会社 代表者代表取締役 佐々木範夫 1 決定年月日時 令和7年3月5日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐藤 正章 4 破産債権の届出期間 令和7年4月2日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月6日午前11時 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第1238号	東京都新宿区片町4番6号 ANYビル 債務者 エシック株式会社 代表者代表取締役 高橋 一基 1 決定年月日時 令和7年3月5日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 栗原 稔 4 破産債権の届出期間 令和7年4月2日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月29日午後1時30分 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第1280号	東京都町田市原町田6丁目10番3号1F 債務者 株式会社G o o D 代表者代表取締役 土屋 裕己 1 決定年月日時 令和7年3月5日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高澤 文俊 4 破産債権の届出期間 令和7年4月2日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月29日午前11時 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第1282号 東京都中央区日本橋小伝馬町14番5号 債務者 株式会社パックプラン小西 代表者代表取締役 小西 憲子 1 決定年月日時 令和7年3月5日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 鈴木 成之 4 破産債権の届出期間 令和7年4月2日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月29日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部	4 破産債権の届出期間 令和7年4月2日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月29日午前10時 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年3月4日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 堀 賢介 4 破産債権の届出期間 令和7年4月4日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月5日午後1時30分 水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係	1 決定年月日時 令和7年3月6日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 柳町 大介 4 破産債権の届出期間 令和7年4月7日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月10日午後1時30分 横浜地方裁判所川崎支部破産係
令和7年(フ)第1291号 東京都足立区千住5丁目6番9号 債務者 スエヒロ通商株式会社 代表者代表取締役 栗原 敏 1 決定年月日時 令和7年3月5日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 波里 好彦 4 破産債権の届出期間 令和7年4月2日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月30日午後3時 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年3月5日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 森下 寿光 4 破産債権の届出期間 令和7年4月2日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月5日午後1時30分 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年3月5日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中村 恒平 4 破産債権の届出期間 令和7年4月4日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月6日午前10時 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	1 決定年月日時 令和7年3月6日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 柳町 大介 4 破産債権の届出期間 令和7年4月7日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月10日午後1時30分 横浜地方裁判所川崎支部破産係
令和7年(フ)第1339号 東京都目黒区洗足1丁目9番16号、商業登記簿上の本店所在地東京都品川区西五反田2丁目5番14号 債務者 はなぜん株式会社 代表者代表取締役 山室 稔 1 決定年月日時 令和7年3月5日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 村尾 治亮 4 破産債権の届出期間 令和7年4月2日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月6日午前10時 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年3月5日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小笠 勝章 4 破産債権の届出期間 令和7年4月2日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月5日午前11時 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年3月5日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 関 雄作 4 破産債権の届出期間 令和7年4月4日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月27日午前10時20分 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	1 決定年月日時 令和7年3月6日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 妻鹿 琢生 4 破産債権の届出期間 令和7年4月7日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月25日午後2時 横浜地方裁判所川崎支部破産係
令和7年(フ)第1341号 東京都江東区南砂2丁目3番2-411号 債務者 株式会社バーンスター 代表者代表取締役 中澤 直樹 1 決定年月日時 令和7年3月5日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 吉井 悠介 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年3月4日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 西谷 升孝 4 破産債権の届出期間 令和7年4月3日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月26日午前11時 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	1 決定年月日時 令和7年3月6日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 鈴木 陽大 4 破産債権の届出期間 令和7年4月7日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月9日午前10時 青森地方裁判所八戸支部破産係	1 決定年月日時 令和7年3月5日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小山 哲 4 破産債権の届出期間 令和7年4月9日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月26日午前11時 東京地方裁判所民事第20部
令和5年(フ)第172号 茨城県牛久市神谷5丁目8番地3 債務者 株式会社市川甲冑工房 代表者代表清算人 亡 市川 弘行 1 決定年月日時 令和7年3月5日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 吉井 悠介	1 決定年月日時 令和7年3月4日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 堀 賢介 4 破産債権の届出期間 令和7年4月4日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月5日午後1時30分 水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係	1 決定年月日時 令和7年3月6日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 柳町 大介 4 破産債権の届出期間 令和7年4月7日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月10日午後1時30分 横浜地方裁判所川崎支部破産係	1 決定年月日時 令和7年3月6日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 柳町 大介 4 破産債権の届出期間 令和7年4月7日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月10日午後1時30分 横浜地方裁判所川崎支部破産係
令和6年(フ)第903号 横浜市青葉区恩田町3276番地1カルムH 債務者 株式会社隆栄 代表者代表取締役 藏重 拓 1 決定年月日時 令和7年3月6日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 柳町 大介 4 破産債権の届出期間 令和7年4月7日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月10日午後1時30分 横浜地方裁判所川崎支部破産係	令和6年(フ)第94号 千葉県船橋市みやぎ台3丁目12番13号 債務者 株式会社ティー・エー・ケー・フーズ 代表者代表取締役 菊地 保 1 決定年月日時 令和7年3月5日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中村 恒平 4 破産債権の届出期間 令和7年4月4日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月6日午前10時 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	令和6年(フ)第76号 東京都中央区月島2丁目10番1-1808号 債務者 S UN株式会社 代表者代表取締役 三沢 修 1 決定年月日時 令和7年3月6日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 妻鹿 琢生 4 破産債権の届出期間 令和7年4月7日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月25日午後2時 横浜地方裁判所川崎支部破産係	令和6年(フ)第6752号 東京都港区新橋2丁目16番1号ニュー新橋ビル523号室 債務者 株式会社U S Aコーポレーション 代表者代表取締役 宇佐美恭正 1 決定年月日時 令和7年3月5日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小山 哲 4 破産債権の届出期間 令和7年4月9日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月26日午前11時 横浜地方裁判所川崎支部破産係

## 令和7年(フ)第1275号

東京都渋谷区南平台町16-29 グリーン南平台ビル2階、商業登記簿上の本店所在地岩手県九戸郡洋野町種市第42地割147番地

債務者 みちのくエコランドマネジメント株式会社

代表者代表取締役 松下 敬通

- 1 決定年月日時 令和7年3月5日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 岩崎 晃
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月9日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月10日午前11時30分

東京地方裁判所民事第20部

## 令和7年(フ)第45号

静岡県浜松市中央区下江町586番地

債務者 株式会社E・M・C

代表者代表取締役 一木 信一

- 1 決定年月日時 令和7年3月6日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 高貝 亮
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月11日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月10日午後1時30分

静岡地方裁判所浜松支部破産係

## 令和7年(フ)第46号

静岡県浜松市中央区下江町586番地

債務者 株式会社イー・エム・シー工業

代表者代表取締役 一木 信一

- 1 決定年月日時 令和7年3月6日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 高貝 亮
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月11日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月10日午後1時30分

静岡地方裁判所浜松支部破産係

## 令和7年(フ)第114号

京都市北区衣笠北荒見町5番地の1

債務者 株式会社プリベイル喜久

代表者仮代表取締役 谷口 朝子

- 1 決定年月日時 令和7年3月5日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 稲岡 良太

- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月15日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月4日午前11時30分

京都地方裁判所第5民事部破産係

## 令和7年(フ)第106号

愛知県西尾市法光寺町住崎山2番地2

債務者 ヒロセスクリーン株式会社

代表者代表取締役 廣瀬 将人

- 1 決定年月日時 令和7年3月5日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山本 健司
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月23日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月1日午後3時

名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

## 令和6年(フ)第115号

神戸市兵庫区西多聞通1丁目3番31-101号

債務者 株式会社フキ東京事業部

代表者代表取締役 藤崎ひさえ

- 1 決定年月日時 令和7年3月4日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 森竹 和政
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月8日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月28日午前10時45分
- 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。

神戸地方裁判所第3民事部

## 令和7年(フ)第76号

神戸市兵庫区門口町1番15号

債務者 株式会社長澤音次郎商店

代表者代表取締役 長澤 勝

- 1 決定年月日時 令和7年3月4日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士法人 神戸シティ法律事務所
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月8日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月27日午前11時30分

- 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。

神戸地方裁判所第3民事部

## 令和7年(フ)第26号

山口県下関市椋野町1丁目18番54号

債務者 有限会社いろは詩

代表者代表取締役 大枝 完治

- 1 決定年月日時 令和7年3月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 片山 智宏
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月9日午前10時30分

- 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。

山口地方裁判所下関支部破産係

## 令和7年(フ)第9号

群馬県太田市矢場町1400番地

債務者 株式会社ピースシリーズ

代表者代表取締役 明石 貴雄

- 1 決定年月日時 令和7年3月5日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 吉田 聰
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月13日午後3時

前橋地方裁判所太田支部

## 令和7年(フ)第91号

鹿児島市本名町1102番地

債務者 有限会社寿屋

代表者取締役 古江 功二

- 1 決定年月日時 令和7年3月3日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中園 貞宏
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月20日午前10時30分

鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

## 令和6年(フ)第915号

埼玉県狭山市大字堀兼2209番地の12

債務者 株式会社One & Co.

代表者代表取締役 小島 一浩

- 1 決定年月日時 令和7年3月5日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 田島 遼一
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月28日午後2時30分

さいたま地方裁判所川越支部

## 令和7年(フ)第87号

埼玉県入間郡三芳町みよし台6番地15-107

債務者 株式会社T s u t s u m i

代表者代表取締役 堤 克枝

- 1 決定年月日時 令和7年3月5日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中山 達人
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月28日午後2時10分

さいたま地方裁判所川越支部

## 令和7年(フ)第88号

埼玉県富士見市上沢1丁目1番8号

債務者 株式会社a n d

代表者代表取締役 堤 克枝

- 1 決定年月日時 令和7年3月5日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中山 達人
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月28日午後2時10分

さいたま地方裁判所川越支部

## 令和7年(フ)第182号

埼玉県川口市大字東内野526番地の17

債務者 合同会社はないろ

代表者代表社員 菅原由美子

- 1 決定年月日時 令和7年3月5日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 仲里 建良
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月2日前10時10分

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

## 令和7年(フ)第563号

大阪府東大阪市稻田上町1丁目13番16号

債務者 株式会社エスケーシー

代表者代表取締役 河野 洋伸

- 1 決定年月日時 令和7年3月5日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山川 哲弥
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月9日午後1時50分

大阪地方裁判所第6民事部

<p><b>令和6年(フ)第351号</b>  茨城県守谷市百合ヶ丘3丁目249番地1イオ ンタウン守谷1F  債務者 株式会社R G B  代表者代表取締役 小原 健司  1 決定年月日時 令和7年3月3日午後4時  2 主文 債務者について破産手続を開始する。  3 破産管財人 弁護士 中根 紀裕  4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月11日午前10時15分  名古屋地方裁判所一宮支部</p>	<p><b>破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間</b>  次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。</p>	<p><b>令和7年(フ)第61号</b>  神奈川県厚木市妻田東2丁目3番33号 メゾンT &amp; K101  債務者 金久保 明  1 決定年月日時 令和7年3月6日午後3時  2 主文 債務者について破産手続を開始する。  3 破産管財人 弁護士 深井 崇裕  4 破産債権の届出期間 令和7年4月14日まで  5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月17日午後1時30分  6 免責意見申述期間 令和7年5月15日まで  横浜地方裁判所小田原支部民事部</p>	<p><b>令和7年(フ)第73号</b>  岡山市中区平井2丁目2443番地1  債務者 大久保 巧  1 決定年月日時 令和7年3月5日午前11時  2 主文 債務者について破産手続を開始する。  3 破産管財人 弁護士 山下宗一郎  4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで  5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月17日午前10時30分  6 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで  岡山地方裁判所第3民事部</p>
<p><b>令和7年(フ)第34号</b>  香川県高松市一宮町717-1  債務者 株式会社L i f e c o u n t r y  代表者代表取締役 国吉 克生  1 決定年月日時 令和7年3月6日午前9時30分  2 主文 債務者について破産手続を開始する。  3 破産管財人 弁護士 鷹尾 征哉  4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月13日午前10時30分  高松地方裁判所民事部破産・再生係</p>	<p><b>令和7年(フ)第26号</b>  青森県八戸市大字是川字新田3番地19  債務者 下板棚優夫  1 決定年月日時 令和7年3月6日午後1時  2 主文 債務者について破産手続を開始する。  3 破産管財人 弁護士 鈴木 陽大  4 破産債権の届出期間 令和7年4月7日まで  5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月17日午前10時30分  6 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで  岡山地方裁判所第3民事部</p>	<p><b>令和7年(フ)第74号</b>  神奈川県平塚市山下3丁目27番3-502号  若宮ハイツ  債務者 横田 凌來  1 決定年月日時 令和7年3月6日午後3時  2 主文 債務者について破産手続を開始する。  3 破産管財人 弁護士 城田 孝子  4 破産債権の届出期間 令和7年4月14日まで  5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月17日午前10時30分  6 免責意見申述期間 令和7年5月15日まで  横浜地方裁判所小田原支部民事部</p>	<p><b>令和7年(フ)第126号</b>  千葉市美浜区高洲4丁目4番1棟911号  債務者 林 直子  1 決定年月日時 令和7年3月4日午後5時  2 主文 債務者について破産手続を開始する。  3 破産管財人 弁護士 西谷 升孝  4 破産債権の届出期間 令和7年4月4日まで  5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月26日午前10時40分  6 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで  千葉地方裁判所民事第4部破産再生係</p>
<p><b>令和7年(フ)第316号</b>  埼玉県川口市大字安行領根岸480番地1  債務者 株式会社ライジングホーム  代表者代表取締役 小田 泰生  1 決定年月日時 令和7年3月5日午後5時  2 主文 債務者について破産手続を開始する。  3 破産管財人 弁護士 阿部 高明  4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月16日午前11時30分  さいたま地方裁判所第3民事部破産係</p>	<p><b>令和7年(フ)第26号</b>  青森県八戸市大字是川字新田3番地19  債務者 下板棚優夫  1 決定年月日時 令和7年3月6日午後1時  2 主文 債務者について破産手続を開始する。  3 破産管財人 弁護士 鈴木 陽大  4 破産債権の届出期間 令和7年4月7日まで  5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月17日午前10時30分  6 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで  青森地方裁判所八戸支部破産係</p>	<p><b>令和7年(フ)第79号</b>  神奈川県小田原市南町1丁目4番33号 植村アパート2-2F  債務者 並木由起子  1 決定年月日時 令和7年3月6日午後3時  2 主文 債務者について破産手続を開始する。  3 破産管財人 弁護士 阪之上克巳  4 破産債権の届出期間 令和7年4月14日まで  5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月24日午前11時  6 免責意見申述期間 令和7年5月15日まで  横浜地方裁判所小田原支部民事部</p>	<p><b>令和7年(フ)第13号</b>  青森県上北郡おいらせ町青葉1丁目50-2175  ブルーロック102号、住民票上の住所青森県十和田市大字米田字向町191番地1  債務者 郡川 薫  1 決定年月日時 令和7年3月6日午前11時  2 主文 債務者について破産手続を開始する。  3 破産管財人 弁護士 十枝内 亘  4 破産債権の届出期間 令和7年4月7日まで  5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月30日午前11時5分  6 免責意見申述期間 令和7年5月15日まで  青森地方裁判所十和田支部</p>
<p><b>令和7年(フ)第72号</b>  岡山市北区野田屋町1丁目7番18号  債務者 有限会社大久保  代表者取締役 大久保 巧  1 決定年月日時 令和7年3月5日午前11時  2 主文 債務者について破産手続を開始する。  3 破産管財人 弁護士 山下宗一郎  4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月17日午前10時30分  岡山地方裁判所第3民事部</p>	<p><b>令和7年(フ)第13号</b>  青森県上北郡おいらせ町青葉1丁目50-2175  ブルーロック102号、住民票上の住所青森県十和田市大字米田字向町191番地1  債務者 郡川 薫  1 決定年月日時 令和7年3月6日午前11時  2 主文 債務者について破産手続を開始する。  3 破産管財人 弁護士 十枝内 亘  4 破産債権の届出期間 令和7年4月7日まで  5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月30日午前11時5分  6 免責意見申述期間 令和7年5月15日まで  青森地方裁判所十和田支部</p>	<p><b>令和7年(フ)第85号</b>  千葉市若葉区若松町444番地52  債務者 鈴木 和代  1 決定年月日時 令和7年2月27日午後5時  2 主文 債務者について破産手続を開始する。  3 破産管財人 弁護士 芳野 靖規  4 破産債権の届出期間 令和7年3月31日まで  青森地方裁判所十和田支部</p>	<p><b>令和7年(フ)第27号</b>  愛知県豊橋市飯村町字高山11番地65 豊橋市養護老人ホーム  債務者 加藤 哲男  1 決定年月日時 令和7年3月4日午後5時  2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。  3 破産管財人 弁護士 原 健治  4 破産債権の届出期間 令和7年4月7日まで  5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月2日午後2時  6 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで  名古屋地方裁判所豊橋支部</p>

<b>令和7年(フ)第173号</b> 千葉県市原市姉崎西1丁目1番地1 セミカ 姉ヶ崎107号室 債務者 粒来 勇治 1 決定年月日時 令和7年3月3日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 西川 雄介 4 破産債権の届出期間 令和7年4月2日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月27日午後2時 6 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	<b>令和7年(フ)第235号</b> 千葉県香取郡東庄町平山483番地 債務者 椎名 幸治 1 決定年月日時 令和7年3月4日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 伊藤さやか 4 破産債権の届出期間 令和7年4月3日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月30日午前11時 6 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	<b>令和7年(フ)第195号</b> 千葉県船橋市前原東3丁目365番地31、住民票上の住所千葉県八千代市勝田台7丁目17番地2 債務者 林 弘行 1 決定年月日時 令和7年3月5日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 関 雄作 4 破産債権の届出期間 令和7年4月4日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月27日午前10時20分 6 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	<b>令和5年(フ)第176号</b> 茨城県牛久市神谷5丁目8番地3 債務者 市川 隆之 1 決定年月日時 令和7年3月4日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 堀 賢介 4 破産債権の届出期間 令和7年4月4日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月5日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年5月22日まで 水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係	<b>令和6年(フ)第584号</b> 千葉市中央区登戸4丁目12番3-201号 債務者 毛利 寛美 1 決定年月日時 令和7年3月3日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岡本 博江 4 破産債権の届出期間 令和7年4月2日まで	<b>5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月30日午前10時40分 6 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係</b>	<b>1 決定年月日時 令和7年3月5日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 片倉 秀次 4 破産債権の届出期間 令和7年4月2日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年5月9日午前11時 6 免責意見申述期間 令和7年5月9日まで 東京地方裁判所民事第20部</b>	<b>令和7年(フ)第70号</b> 広島県東広島市西条町寺家7084番地9 債務者 久保中大貴 1 決定年月日時 令和7年3月4日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山本 紀史 4 破産債権の届出期間 令和7年4月16日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月9日午前11時 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。 7 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで 広島地方裁判所民事第4部
<b>令和7年(フ)第23号</b> 千葉県市原市姉崎西1丁目1番地1 セミカ 姉ヶ崎107号室 債務者 粒来 勇治 1 決定年月日時 令和7年3月3日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 西川 雄介 4 破産債権の届出期間 令和7年4月2日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月27日午後2時 6 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	<b>令和7年(フ)第235号</b> 千葉県香取郡東庄町平山483番地 債務者 椎名 幸治 1 決定年月日時 令和7年3月4日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 伊藤さやか 4 破産債権の届出期間 令和7年4月3日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月30日午前11時 6 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	<b>令和7年(フ)第1103号</b> 東京都墨田区堤通2丁目4-3-403 債務者 勝村 綾華 1 決定年月日時 令和7年3月5日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 上木 英典 4 破産債権の届出期間 令和7年4月2日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年5月9日午前11時 6 免責意見申述期間 令和7年5月9日まで 東京地方裁判所民事第20部	<b>令和7年(フ)第23号</b> 群馬県邑楽郡大泉町東小泉3丁目9番44号 ヴィラーチェB棟206号 債務者 明石 貴雄 1 決定年月日時 令和7年3月5日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 吉田 聰 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月13日午後3時 5 免責意見申述期間 令和7年4月30日まで 前橋地方裁判所太田支部	<b>令和7年(フ)第1114号</b> 東京都渋谷区本町5丁目31-3-107 債務者 杉浦 優紀 1 決定年月日時 令和7年3月5日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 久保井裕子 4 破産債権の届出期間 令和7年4月2日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年5月9日午前11時 6 免責意見申述期間 令和7年5月9日まで 東京地方裁判所民事第20部	<b>令和6年(フ)第113号</b> 岡山県津市山小田中2089番地21 債務者 山田 博喜 1 決定年月日時 令和7年3月5日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 津田 真臣 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月9日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年4月30日まで 岡山地方裁判所津山支部	<b>令和7年(フ)第114号</b> 東京都足立区梅田2丁目15-14-1004 債務者 箕尾 明聖 1 決定年月日時 令和7年3月5日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 青山 玄 4 破産債権の届出期間 令和7年4月2日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年5月9日午前11時 6 免責意見申述期間 令和7年5月9日まで 東京地方裁判所民事第20部	<b>令和7年(フ)第7号</b> 群馬県みどり市大間々町大間々830番地1 債務者 櫻井 高士 1 決定年月日時 令和7年3月6日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 松浦 貴之 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月13日午後2時30分 5 免責意見申述期間 令和7年5月1日まで 前橋地方裁判所桐生支部
<b>令和7年(フ)第1052号</b> 東京都葛飾区白鳥2丁目1-15-705 債務者 町田 祐二 1 決定年月日時 令和7年3月5日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中村 恒平 4 破産債権の届出期間 令和7年4月4日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月6日午前10時 6 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	<b>令和7年(フ)第1086号</b> 東京都大田区南久が原1丁目8-20-201 債務者 北原 佳枝 1 決定年月日時 令和7年3月5日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岡本 博江 4 破産債権の届出期間 令和7年4月2日まで	<b>令和7年(フ)第1086号</b> 東京地方裁判所民事第20部 債務者 北原 佳枝 1 決定年月日時 令和7年3月5日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 片倉 秀次 4 破産債権の届出期間 令和7年4月2日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年5月9日午前11時 6 免責意見申述期間 令和7年5月9日まで 東京地方裁判所民事第20部	<b>令和7年(フ)第1052号</b> 東京都葛飾区白鳥2丁目1-15-705 債務者 町田 祐二 1 決定年月日時 令和7年3月5日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中村 恒平 4 破産債権の届出期間 令和7年4月4日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月6日午前10時 6 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	<b>令和7年(フ)第114号</b> 東京都足立区梅田2丁目15-14-1004 債務者 箕尾 明聖 1 決定年月日時 令和7年3月5日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 青山 玄 4 破産債権の届出期間 令和7年4月2日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年5月9日午前11時 6 免責意見申述期間 令和7年5月9日まで 東京地方裁判所民事第20部	<b>令和7年(フ)第114号</b> 東京都足立区梅田2丁目15-14-1004 債務者 箕尾 明聖 1 決定年月日時 令和7年3月5日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 青山 玄 4 破産債権の届出期間 令和7年4月2日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年5月9日午前11時 6 免責意見申述期間 令和7年5月9日まで 東京地方裁判所民事第20部	<b>令和7年(フ)第7号</b> 群馬県みどり市大間々町大間々830番地1 債務者 櫻井 高士 1 決定年月日時 令和7年3月6日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 松浦 貴之 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月13日午後2時30分 5 免責意見申述期間 令和7年5月1日まで 前橋地方裁判所桐生支部	

<b>令和7年(フ)第14号</b> 新潟県村上市上町2番15号 債務者 鈴木 修 1 決定年月日時 令和7年3月6日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 石戸 裕 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月28日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年5月1日まで 新潟地方裁判所新発田支部	<b>1 決定年月日時 令和7年3月4日午後5時</b> 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 喜田 康之 4 免責意見申述期間 令和7年4月30日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	<b>令和7年(フ)第53号</b> 函館市深堀町13番21号 ハイツK2 1F左 債務者 竹内 真弓 1 決定年月日時 令和7年3月6日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	<b>1 決定年月日時 令和7年3月6日午後2時</b> 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
<b>令和7年(フ)第33号</b> 香川県高松市牟礼町牟礼140番地 県住M 16-101 債務者 泉谷 末廣 1 決定年月日時 令和7年3月6日午前9時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 松本 龍太 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月13日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年5月1日まで 高松地方裁判所民事部破産・再生係	<b>1 決定年月日時 令和7年3月5日午後5時</b> 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 中間 一裕 4 免責意見申述期間 令和7年4月30日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	<b>令和7年(フ)第193号</b> 千葉市若葉区若松町975番地18 ファミール 若葉101号 債務者 大崎 直年 1 決定年月日時 令和7年3月5日午後5時 函館地方裁判所	<b>1 決定年月日時 令和7年3月6日午前10時</b> 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
<b>令和7年(フ)第542号</b> 大阪府吹田市南高浜町21番12号 (103) 債務者 筒井 稔也 1 決定年月日時 令和7年3月5日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 龍田 真人 4 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで 大阪地方裁判所第6民事部	<b>令和7年(フ)第54号</b> 函館市湯川町2丁目33番18号 啓明ホーム 債務者 久保田ひとみ 1 決定年月日時 令和7年3月6日午前10時 函館地方裁判所	<b>令和7年(フ)第542号</b> 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 免責意見申述期間 令和7年4月24日まで	<b>令和7年(フ)第186号</b> 愛知県小牧市大字小牧原新田1885番地1 サーブラスⅡのぞみ103号 債務者 吉澤 凌 1 決定年月日時 令和7年3月5日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
<b>令和7年(フ)第35号</b> 香川県高松市仏生山町甲2034番地20 債務者 国吉 克生 1 決定年月日時 令和7年3月6日午前9時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 鷹尾 征哉 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月13日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年5月1日まで 高松地方裁判所民事部破産・再生係	<b>令和7年(フ)第2号</b> 岩手県宮古市泉町5番20-5号 債務者 伊藤 純華 1 決定年月日時 令和7年3月5日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	<b>令和7年(フ)第57号</b> 北海道北斗市本町5丁目30番16号 債務者 高西 翔 1 決定年月日時 令和7年3月6日午前10時 函館地方裁判所	<b>令和7年(フ)第278号</b> 名古屋市港区土古町3丁目12番地の2 コン フォールⅠ 105号、住民票上の住所名古屋 市港区宝神5丁目3207番地 ソレイユV 103号 債務者 齊藤 拓斗 1 決定年月日時 令和7年3月5日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
<b>令和7年(フ)第55号</b> 千葉市中央区花輪町46番地43 レオパレスバ ンピーノ花輪104号 債務者 廣澤 明美 1 決定年月日時 令和7年3月5日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 藤原 紗子 4 免責意見申述期間 令和7年4月30日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	<b>令和7年(フ)第50号</b> 函館市高盛町37番6号 債務者 菅原 和彦 1 決定年月日時 令和7年3月6日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	<b>令和7年(フ)第64号</b> 北海道北斗市富川2丁目4番37号 債務者 泉 武志 1 決定年月日時 令和7年3月6日午前10時 函館地方裁判所	<b>令和7年(フ)第278号</b> 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 免責意見申述期間 令和7年4月25日まで
<b>令和7年(フ)第71号</b> 千葉市緑区大木戸町1200番地73 ケアハウス 千寿苑 債務者 佐野 功治	<b>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。</b> 免責意見申述期間 令和7年4月24日まで 函館地方裁判所	<b>令和7年(フ)第25号</b> 山形県寒河江市大字日田字五反72番地 ひが し団地1号棟105号室、前住所山形県西村山 郡朝日町大字太郎852番地1 債務者 長岡 智子	<b>令和7年(フ)第283号</b> 愛知県知多郡武豊町字北中根4丁目1番地 ビレッジハウス谷口 2棟 403号 債務者 甲斐 靖之 1 決定年月日時 令和7年3月5日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。

<p><b>令和7年(フ) 第284号</b> 名古屋市中区大井町5番5号 トキコーポ2B号 債務者 高尾 和孝 1 決定年月日時 令和7年3月5日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年4月25日まで 名古屋地方裁判所民事第2部</p> <p><b>令和7年(フ) 第316号</b> 名古屋市港区港北町4丁目33番地 エスボワール202号 債務者 藤原 美咲 1 決定年月日時 令和7年3月5日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年4月25日まで 名古屋地方裁判所民事第2部</p> <p><b>令和7年(フ) 第32号</b> 長崎県長崎市横尾1丁目7番8号 星アパート102 債務者 赤星 由香 1 決定年月日時 令和7年3月6日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年4月25日まで 長崎地方裁判所民事部破産係</p> <p><b>令和7年(フ) 第224号</b> 埼玉県和光市下新倉1丁目8番16号 プチメゾン8-101 債務者 稲吉 宏 1 決定年月日時 令和7年3月4日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年4月28日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係</p>	<p><b>令和6年(フ) 第343号</b> 愛知県一宮市今伊勢町本神戸字四ツ割19番地8 債務者 世古 有沙 1 決定年月日時 令和7年3月3日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年4月28日まで 名古屋地方裁判所一宮支部</p> <p><b>令和6年(フ) 第367号</b> 愛知県丹羽郡扶桑町大字高木字桜木532番地 債務者 皆川美美代 1 決定年月日時 令和7年3月3日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年4月28日まで 名古屋地方裁判所一宮支部</p> <p><b>令和7年(フ) 第43号</b> 愛知県一宮市奥町字堤下一94番地 債務者 洞口登喜子 1 決定年月日時 令和7年3月3日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年4月28日まで 名古屋地方裁判所一宮支部</p> <p><b>令和7年(フ) 第22号</b> 岡山県倉敷市福田町古新田365番地12 201 債務者 長瀬 友行 1 決定年月日時 令和7年3月6日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年4月28日まで 岡山地方裁判所倉敷支部破産係</p> <p><b>令和6年(フ) 第336号</b> 北海道留萌市沖見町5丁目31番地の5 債務者 池田 英司</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年3月5日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年4月30日まで 5 免責審尋期日 令和7年5月29日午後1時30分 旭川地方裁判所民事部</p> <p><b>令和7年(フ) 第2号</b> 北海道旭川市豊岡8条1丁目2番13号 債務者 和田 良穂 1 決定年月日時 令和7年3月5日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年4月30日まで 5 免責審尋期日 令和7年5月14日午後1時20分 旭川地方裁判所民事部</p> <p><b>令和7年(フ) 第34号</b> 北海道旭川市永山9条2丁目4番3号 IDライフ105 債務者 南條 雪江 1 決定年月日時 令和7年3月6日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月1日まで 5 免責審尋期日 令和7年5月14日午後1時20分 旭川地方裁判所民事部</p> <p><b>令和7年(フ) 第684号</b> 大阪市平野区加美北8丁目18番2-811号、前住所大阪市平野区加美東4丁目19番18号104 債務者 白井 佳代 1 決定年月日時 令和7年3月5日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで 5 免責審尋期日 令和7年5月16日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部</p>
---	---	--

令和6年(フ)第33号 熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字河陽1884番地9 債務者 花田 知子 1 決定年月日時 令和7年3月4日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月12日まで 5 免責審尋期日 令和7年5月13日午前11時 熊本地方裁判所阿蘇支部破産再生係 令和7年(フ)第1号 熊本県阿蘇市乙姫1976番地1 グランドウーリルO・H 101号 債務者 執行 真理 1 決定年月日時 令和7年3月4日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月12日まで 5 免責審尋期日 令和7年5月13日午前11時30分 熊本地方裁判所阿蘇支部破産再生係 <b>破産手続廃止</b> 令和6年(フ)第1017号 埼玉県川口市南鳩ヶ谷5丁目33番18-403号 アーバンヒルズ 破産者 三菱 安代 1 決定年月日 令和7年3月3日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係 令和6年(フ)第1335号 埼玉県上尾市大字原市192番地47 破産者 株式会社タケグレープ 1 決定年月日 令和7年3月3日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和6年(フ)第1753号 埼玉県桶川市西1丁目11番15号 破産者 有限会社絵鳩設備 1 決定年月日 令和7年3月3日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係 令和6年(フ)第1852号 さいたま市大宮区桜木町2丁目3番地大宮マリイ7階 破産者 株式会社アブメント 1 決定年月日 令和7年3月3日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係 令和6年(フ)第1918号 さいたま市桜区栄和3丁目21番27号MA8 破産者 株式会社桜左官工芸 1 決定年月日 令和7年3月3日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係 令和6年(フ)第531号 大阪府泉南市信達大苗代240-2-2 破産者 都島舞台設備株式会社 1 決定年月日 令和7年3月3日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 大阪地方裁判所岸和田支部破産係 令和6年(フ)第1392号 札幌市清田区平岡2条2丁目2番12号 破産者 株式会社Kura-Transport 1 決定年月日 令和7年3月4日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 札幌地方裁判所民事第4部	令和6年(フ)第98号 栃木県栃木市箱森町7番33号 破産者 成美工業株式会社 1 決定年月日 令和7年3月4日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 宇都宮地方裁判所栃木支部 令和6年(フ)第220号 群馬県前橋市力丸町113番地 破産者 株式会社金富士ホールディングス 1 決定年月日 令和7年3月4日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 前橋地方裁判所民事部破産再生係 令和6年(フ)第59号 群馬県太田市新田木崎町103番地 破産者 株式会社T・Fムラオカ 1 決定年月日 令和7年3月4日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 前橋地方裁判所太田支部 令和6年(フ)第246号 埼玉県熊谷市月見町1丁目104番地 破産者 有限会社ユア 1 決定年月日 令和7年3月4日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 さいたま地方裁判所熊谷支部 令和6年(フ)第1872号 東京都町田市原町田3丁目8番15号ヴァリエ 原町田303 破産者 高橋 克典 1 決定年月日 令和7年3月4日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部 令和6年(フ)第1953号 東京都羽村市五ノ神2丁目4番地14カームマ ンション和203 破産者 盛 勇介 1 決定年月日 令和7年3月4日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 長野地方裁判所民事部破産係	1 決定年月日 令和7年3月4日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部 令和6年(フ)第2073号 東京都小平市学園西町1丁目37番23号リブ リ・SUN G R E E N 202号 破産者 白田 竜次 1 決定年月日 令和7年3月4日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部 令和6年(フ)第760号 横浜市保土ケ谷区権太坂2丁目18番13号高橋 マンション201号 破産者 合同会社アイル 1 決定年月日 令和7年3月4日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 横浜地方裁判所第3民事部 令和6年(フ)第2457号 神奈川県茅ヶ崎市東海岸南3丁目12番12号 破産者 株式会社グリンシップ 1 決定年月日 令和7年3月4日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 横浜地方裁判所第3民事部 令和6年(フ)第160号 長野市大字栗田2172番地長野東口Sビル2- B 破産者 株式会社KAKUREGA 1 決定年月日 令和7年3月4日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 長野地方裁判所民事部破産係 令和6年(フ)第224号 長野市中御所4丁目11番4号 破産者 株式会社ウイスコン 1 決定年月日 令和7年3月4日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 長野地方裁判所民事部破産係
--	---	--	---

令和5年(フ)第84号 岐阜県揖斐郡揖斐川町三輪277番地1 破産者 株式会社Scenes of gardenまきむら 1 決定年月日 令和7年3月4日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 岐阜地方裁判所大垣支部破産係	1 決定年月日 令和7年2月28日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	1 決定年月日 令和7年3月5日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 さいたま地方裁判所川越支部	1 決定年月日 令和7年3月6日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係
令和6年(フ)第889号 名古屋市中区大須4丁目10番40号 破産者 有限会社オービー商会 1 決定年月日 令和7年3月4日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 名古屋地方裁判所民事第2部	1 決定年月日 令和7年3月3日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 名古屋地方裁判所豊橋支部	1 決定年月日 令和7年3月5日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 千葉地方裁判所佐倉支部	1 決定年月日 令和7年3月6日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和6年(フ)第1946号 名古屋市千種区揚羽町2丁目23番地 破産者 株式会社トーケン 1 決定年月日 令和7年3月4日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 名古屋地方裁判所民事第2部	1 決定年月日 令和7年3月5日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 札幌地方裁判所民事第4部	1 決定年月日 令和7年3月5日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 名古屋地方裁判所民事第2部	1 決定年月日 令和7年3月6日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 令和5年(フ)第1578号 東京都新宿区片町6-12-903、商業登記簿上の本店所在地東京都新宿区四谷三栄町6番7号 破産者 株式会社スパック 1 決定年月日 令和7年3月6日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
令和6年(フ)第2628号 愛知県東海市富木島町伏見4丁目4番地の13 破産者 有限会社小浜産業 1 決定年月日 令和7年3月4日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 名古屋地方裁判所民事第2部	1 決定年月日 令和7年3月5日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 令和6年(フ)第110号 北海道富良野市学田三区 破産者 株式会社マルコウ運輸	1 決定年月日 令和7年3月5日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 旭川地方裁判所民事部	1 決定年月日 令和7年3月6日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 令和6年(フ)第25号 静岡県磐田市加茂1231番地の2 破産者 兼子建設株式会社 1 決定年月日 令和7年3月6日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
令和5年(フ)第5653号 大阪府東大阪市若江南町4丁目2番25号 破産者 株式会社プラスワン 1 決定年月日 令和7年3月4日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年3月5日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 令和6年(フ)第103号 茨城県水戸市城南2丁目15番16号 破産者 株式会社ジャストライン	1 決定年月日 令和7年3月5日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 水戸地方裁判所	1 決定年月日 令和7年3月6日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 令和5年(フ)第89号 愛媛県松山市築山町7番38号 破産者 株式会社おおさわ 1 決定年月日 令和7年3月6日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
破産手続終結	1 決定年月日 令和7年3月5日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 令和6年(フ)第724号 埼玉県川越市的場2丁目23番地6 破産者 高倉 正彦	1 決定年月日 令和7年3月5日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 令和6年(フ)第23号 千葉県銚子市松岸町2丁目188番地の6 破産者 神原興一郎	1 決定年月日 令和7年3月6日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 松山地方裁判所民事部
令和6年(フ)第868号 千葉市若葉区加曾利町1475番地150 破産者 松澤 順正			

<b>破産債権の届出期間及び一般調査期日</b>	
<b>令和5年(フ) 第2128号</b>	
札幌市白石区北郷1条7丁目2番3号 ルミエール北郷2号	破産者 田中 準也
1 破産債権の届出期間 令和7年4月3日まで	
2 一般調査期日 令和7年5月15日午後2時30分	
令和7年3月5日	札幌地方裁判所民事第4部
<b>令和6年(フ) 第1076号</b>	
広島市安佐南区緑井4丁目18番11-3号、申立時の住所広島市安佐南区緑井7丁目14番9-202号	破産者 大野 武士
1 破産債権の届出期間 令和7年4月3日まで	
2 一般調査期日 令和7年6月3日午前11時30分	
令和7年3月4日	広島地方裁判所民事第4部
<b>令和6年(フ) 第928号</b>	
福岡県那珂川市片縄東1丁目17番7号ボニートプローテ1-203号、開始決定時の住所広島市佐伯区杉並台28番地13	破産者 寺田 英治
1 破産債権の届出期間 令和7年4月7日まで	
2 一般調査期日 令和7年5月9日午後3時	
令和7年3月6日	広島地方裁判所民事第4部
<b>令和6年(フ) 第454号</b>	
兵庫県芦屋市山芦屋町8番13号	破産者 堀上 龍史
1 破産債権の届出期間 令和7年4月14日まで	
2 一般調査期日 令和7年6月9日午前10時30分	
令和7年3月3日	神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
<b>令和5年(フ) 第65号</b>	
兵庫県養父市八鹿町九鹿547番地6 九鹿団地404号室、開始決定時の住所兵庫県養父市八鹿町浅間1274番地1	破産者 岩崎 博臣
1 破産債権の届出期間 令和7年4月15日まで	
2 一般調査期日 令和7年6月10日午前11時30分	
令和7年3月4日	神戸地方裁判所豊岡支部破産係

<b>令和6年(フ) 第387号</b>	
茨城県水戸市酒門町4601番地の1 アヴァンセ202号	
破産者 内山 志伸	
1 破産債権の届出期間 令和7年4月16日まで	
2 一般調査期日 令和7年6月18日午前11時15分	
令和7年3月5日 水戸地方裁判所	
<b>令和6年(フ) 第176号</b>	
埼玉県羽生市大字中岩瀬528番地2	
破産者 尾馬 進也	
1 破産債権の届出期間 令和7年4月16日まで	
2 一般調査期日 令和7年6月10日午後2時45分	
令和7年3月5日 さいたま地方裁判所熊谷支部	
<b>令和4年(フ) 第13号</b>	
熊本県阿蘇市蔵原955番地1、旧本店所在地	
熊本県阿蘇市一の宮町中通1187番地2	
破産者 株式会社森企業	
1 破産債権の届出期間 令和7年4月18日まで	
2 一般調査期日 令和7年6月24日午後1時15分	
令和7年3月4日 熊本地方裁判所阿蘇支部破産再生係	
<b>令和6年(フ) 第199号</b>	
高知市新田町19番3号 椿ビル304	
破産者 吉村 進一	
1 破産債権の届出期間 令和7年4月21日まで	
2 一般調査期日 令和7年6月12日午前10時	
令和7年3月6日 高知地方裁判所破産係	
<b>令和6年(フ) 第620号</b>	
岡山市東区可知2丁目1番4号	
破産者 有限会社ゼウス	
1 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで	
2 一般調査期日 令和7年6月4日午前11時	
令和7年3月5日 岡山地方裁判所第3民事部	
<b>書面による計算報告</b>	
次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならぬ。	い。

<b>令和6年(フ) 第838号</b>	
千葉県市原市君塚1丁目15番地14	
破産者 宇田川とし子	
異議申述期間 令和7年4月30日まで	
令和7年3月4日 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	
<b>令和6年(フ) 第1601号</b>	
千葉市中央区亥鼻3丁目5番11号 カーサT1K1亥鼻105号	
破産者 小村 大和	
異議申述期間 令和7年4月30日まで	
令和7年3月4日 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	
<b>令和6年(フ) 第1708号</b>	
千葉市若葉区千城台東3丁目17番6棟401号	
破産者 田中光太郎	
異議申述期間 令和7年4月30日まで	
令和7年3月5日 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	
<b>令和6年(フ) 第4626号</b>	
大阪市住吉区苅田3丁目8番18号 早川マンション305号	
破産者 岡田 充司	
異議申述期間 令和7年4月30日まで	
令和7年3月5日 大阪地方裁判所第6民事部	
<b>令和6年(フ) 第5112号</b>	
大阪市西成区千本南1丁目15番8-902号	
破産者 小山 宙輝	
異議申述期間 令和7年4月30日まで	
令和7年3月5日 大阪地方裁判所第6民事部	
<b>特別清算終結</b>	
<b>令和6年(ヒ) 第3号</b>	
千葉県八街市八街ほ812番地37	
清算株式会社 株式会社ライジング	
1 決定年月日 令和7年3月4日	
2 主文 本件特別清算手続を終結する。	
千葉地方裁判所佐倉支部	
<b>令和6年(ヒ) 第2053号</b>	
東京都千代田区丸の内3丁目4番1号 新国際ビル4階	
清算株式会社 株式会社DC	
1 決定年月日 令和7年3月3日	
2 主文 本件特別清算手続を終結する。	
東京地方裁判所民事第20部	
<b>再生手続終結</b>	
<b>令和7年(再) 第6号</b>	
埼玉県川口市川口2丁目12番18号	
再生債務者 株式会社メトラン	
1 決定年月日 令和7年3月3日午後4時30分	
2 主文 再生債務者について再生手続を開始する。	
3 再生債権の届出期間 令和7年4月3日まで	
4 再生債権の一般調査期間 令和7年5月22日から令和7年5月29日まで	
東京地方裁判所民事第20部	
<b>事業譲渡に関する株主総会の決議による承認に代わる許可</b>	
<b>令和6年(再) 第11号</b>	
大阪府枚方市長尾谷町1丁目67番1号	
再生債務者 大賀株式会社	
決定の要旨 令和7年2月26日付け事業譲渡許可申請書に係る事業譲渡について会社法第467条1項に規定する株主総会の決議による承認に代わる許可をする。	
令和7年3月5日 大阪地方裁判所第6民事部	

**小規模個人再生による再生手続開始**

**令和7年(再イ)第1号**

埼玉県越谷市大字下間久里441番地7

再生債務者 中山 貴史

- 1 決定年月日時 令和7年3月5日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年3月26日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年4月9日から令和7年4月21日まで

さいたま地方裁判所越谷支部再生係

**令和7年(再イ)第5号**

埼玉県狭山市祇園21番6号 プレジオⅡー105

再生債務者 西川真喜子

- 1 決定年月日時 令和7年3月5日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年3月26日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年4月9日から令和7年4月21日まで

さいたま地方裁判所川越支部

**令和7年(再イ)第10号**

埼玉県日高市大字原宿244番地17

再生債務者 浅沼みどり

- 1 決定年月日時 令和7年3月5日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年3月26日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年4月9日から令和7年4月21日まで

さいたま地方裁判所川越支部

**令和7年(再イ)第1号**

長野県千曲市大字雨宮755番地1 ソアニュー小山C102

再生債務者 布村 祥行

- 1 決定年月日時 令和7年3月5日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年3月26日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年4月9日から令和7年4月16日まで

長野地方裁判所上田支部

**令和7年(再イ)第33号**

愛知県愛知郡東郷町御岳1丁目14番地17

再生債務者 成瀬 透

- 1 決定年月日時 令和7年3月5日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年3月26日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年4月2日から令和7年4月9日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

**令和6年(再イ)第44号**

愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字北郷45番地

再生債務者 友利 巧

- 1 決定年月日時 令和7年3月5日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年3月26日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年4月2日から令和7年4月9日まで

名古屋地方裁判所一宮支部

**令和7年(再イ)第6号**

長崎県長崎市福田本町1783番地2

再生債務者 佐々木 治

- 1 決定年月日時 令和7年3月5日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年3月26日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年4月16日から令和7年4月30日まで

長崎地方裁判所民事部個人再生係

**令和6年(再イ)第254号**

札幌市豊平区平岸2条9丁目5番21-402号

再生債務者 久保 雄暉

- 1 決定年月日時 令和7年3月6日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年3月27日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年4月10日から令和7年4月17日まで

札幌地方裁判所民事第4部

**令和7年(再イ)第37号**

札幌市西区発寒11条5丁目1番15-102号

再生債務者 中畑 友樹

- 1 決定年月日時 令和7年3月6日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和7年3月27日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年4月10日から令和7年4月17日まで

札幌地方裁判所民事第4部

**令和7年(再イ)第1号**

秋田県横手市安田字大台1番地41

再生債務者 太田 俊彦

- 1 決定年月日時 令和7年3月6日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年3月27日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年4月10日から令和7年4月18日まで

秋田地方裁判所横手支部

**令和7年(再イ)第6号**

神奈川県秦野市西田原253番地の7

再生債務者 猪狩 夏樹(旧姓平間)

- 1 決定年月日時 令和7年3月6日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年3月27日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年4月10日から令和7年4月17日まで

横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

**令和7年(再イ)第5号**

長野県上田市上田1860番地4

再生債務者 山崎 明久

- 1 決定年月日時 令和7年3月6日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年3月27日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年4月10日から令和7年4月17日まで

長野地方裁判所上田支部

**令和6年(再イ)第101号**

静岡市駿河区中原834番地 プレラヴィル中原B棟102号

再生債務者 芹澤 昭雄

- 1 決定年月日時 令和7年3月6日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

静岡地方裁判所民事第4部

- 3 再生債権の届出期間 令和7年3月27日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年4月7日から令和7年4月17日まで

静岡地方裁判所民事第2部

**令和7年(再イ)第13号**

静岡市葵区鍵穴737番地

再生債務者 井澤 教一

- 1 決定年月日時 令和7年3月6日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年3月27日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年4月7日から令和7年4月17日まで

静岡地方裁判所民事第2部

**令和7年(再イ)第1号**

愛知県一宮市千秋町加茂字長畑83番地4

再生債務者 竹内 達哉

- 1 決定年月日時 令和7年3月6日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年3月27日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年4月3日から令和7年4月10日まで

名古屋地方裁判所一宮支部

**令和7年(再イ)第7号**

神戸市西区樺野台3丁目2番地 8-202号

再生債務者 青野 佑治

- 1 決定年月日時 令和7年3月6日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年3月27日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年4月10日から令和7年4月17日まで

神戸地方裁判所明石支部再生係

**令和7年(再イ)第1号**

岡山県倉敷市三田98番地1 クレストールモリヤA203号室

再生債務者 中島 啓

- 1 決定年月日時 令和7年3月6日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年3月27日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年4月10日から令和7年4月21日まで

岡山地方裁判所倉敷支部



令和6年(再イ)第563号 大阪府箕面市粟生外院3丁目7番15-203号 再生債務者 和田 尚之 1 決定年月日時 令和7年3月5日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月2日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月7日から令和7年4月21日まで 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和7年3月5日午後1時30分 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月2日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月9日から令和7年4月23日まで 和歌山地方裁判所民事部破産再生係	1 決定年月日時 令和7年3月6日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月3日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月10日から令和7年4月17日まで 富山地方裁判所高岡支部	令和7年(再イ)第40号 大阪府吹田市春日2丁目6番2-714号(居所 東京都千代田区神田司町2-21-3 ガラ・ステージ神田小川町503) 再生債務者 福原 裕一 1 決定年月日時 令和7年3月5日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月10日から令和7年4月24日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(再イ)第49号 大阪府摂津市千里丘東5丁目5番8-110号 再生債務者 由里本 潤 1 決定年月日時 令和7年3月5日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月2日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月7日から令和7年4月21日まで 大阪地方裁判所第6民事部	沖縄県名護市宇茂佐の森3丁目3番地5 再生債務者 宮城 高浩 1 決定年月日時 令和7年3月5日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月2日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月16日から令和7年4月23日まで 那覇地方裁判所名護支部	長野県上伊那郡辰野町大字伊那富6098番地10 再生債務者 古村 泰幸 1 決定年月日時 令和7年3月6日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月3日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月17日から令和7年5月8日まで 長野地方裁判所伊那支部	令和7年(再イ)第2号 長野県上伊那郡辰野町大字伊那富6098番地10 再生債務者 古村 泰幸 1 決定年月日時 令和7年3月6日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月3日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月10日から令和7年4月24日まで 長野地方裁判所伊那支部
令和6年(再イ)第124号 大阪府羽曳野市桃山台4丁目41番地の15、営業所大阪府羽曳野市南恵我之荘3丁目6-2 再生債務者 上村工務店こと 上村 圭史 1 決定年月日時 令和7年3月5日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月2日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月9日から令和7年4月23日まで 大阪地方裁判所堺支部個人再生係	川崎市川崎区藤崎1丁目8番13号 再生債務者 石橋 奈歩 1 決定年月日時 令和7年3月6日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月3日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月17日から令和7年5月1日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係	静岡県三島市御園521番地の1 再生債務者 稲葉 芳夫 1 決定年月日時 令和7年3月6日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月3日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月10日から令和7年4月24日まで 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係	令和6年(再イ)第21号 静岡県三島市御園521番地の1 再生債務者 稲葉 芳夫 1 決定年月日時 令和7年3月6日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月3日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月10日から令和7年4月24日まで 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
令和7年(再イ)第3号 奈良県橿原市十市町666番地 マ・メゾン201 再生債務者 室 大地 1 決定年月日時 令和7年3月5日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月2日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月9日から令和7年4月23日まで 奈良地方裁判所葛城支部破産係	川崎市川崎区池田1丁目12番10号 あけぼの荘 101 再生債務者 小西 洋介 1 決定年月日時 令和7年3月6日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月3日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月17日から令和7年5月1日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係	静岡県富士市五貫島1074番地の1 再生債務者 本木 威達 1 決定年月日時 令和7年3月6日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月3日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月10日から令和7年4月21日まで 静岡地方裁判所富士支部破産係	令和6年(再イ)第2号 静岡県富士市五貫島1074番地の1 再生債務者 本木 威達 1 決定年月日時 令和7年3月6日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月3日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月10日から令和7年4月21日まで 静岡地方裁判所富士支部破産係
令和7年(再イ)第1号 和歌山市有本371番地20 再生債務者 谷村 雅章	富山県南砺市安室47番地 再生債務者 光主 優	大阪府大東市川中新町2番204号 再生債務者 岡部 雅之 1 決定年月日時 令和7年3月5日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月10日から令和7年4月24日まで 大阪地方裁判所第6民事部	令和6年(再イ)第604号 大阪府大東市川中新町2番204号 再生債務者 岡部 雅之 1 決定年月日時 令和7年3月5日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月10日から令和7年4月24日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(再イ)第161号 千葉市緑区越智町747番地74 再生債務者 片山るみ子 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月12日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年3月24日まで 令和7年3月6日 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	令和6年(再イ)第3号 富山県南砺市安室47番地 再生債務者 光主 優	令和6年(再イ)第161号 千葉市緑区越智町747番地74 再生債務者 片山るみ子 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月12日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年3月24日まで 令和7年3月6日 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	令和6年(再イ)第3号 富山県南砺市安室47番地 再生債務者 光主 優

令和6年(再イ)第171号 千葉県市原市泉台4丁目9番地4 再生債務者 安藤 義行 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月13日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年3月 24日まで 令和7年3月6日 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	令和6年(再イ)第37号 茨城県那珂市菅谷4486番地4 ツリーハイツ 上菅谷201号室 再生債務者 渡邊 智 1 決議に付する再生計画案 令和7年1月27日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年3月 25日まで 令和7年3月4日 水戸地方裁判所	令和6年(再イ)第110号 仙台市太白区西中田5丁目16番35号 再生債務者 高橋 明 1 決議に付する再生計画案 令和7年1月22日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年3月 27日まで 令和7年3月6日 仙台地方裁判所第4民事部	1 決議に付する再生計画案 令和7年2月10日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 2日まで 令和7年3月5日 前橋地方裁判所高崎支部
令和6年(再イ)第197号 千葉県八千代市萱田町853番地 ロイヤル コートB107号室 再生債務者 一條 拓也 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月4日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年3月 24日まで 令和7年3月6日 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	令和6年(再イ)第141号 仙台市青葉区台原6丁目9番16号 コン フォール台原III-201 再生債務者 木田 麻美 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月4日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年3月 26日まで 令和7年3月5日 仙台地方裁判所第4民事部	令和6年(再イ)第86号 川崎市高津区久本3丁目6番3-511号 パークシティー溝の口C棟 再生債務者 出口 幸子 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月19日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年3月 27日まで 令和7年3月6日 横浜地方裁判所川崎支部破産係	令和6年(再イ)第579号 大阪市大正区三軒家東2丁目12番69-1310号 再生債務者 津田 達雄 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月26日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 2日まで 令和7年3月5日 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(再イ)第204号 千葉県浦安市当代島2丁目10番40-121号 マーレ浦安 再生債務者 小路 和 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月5日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年3月 24日まで 令和7年3月6日 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	令和6年(再イ)第56号 埼玉県春日部市牛島1570番地9 再生債務者 中塚 倫生 1 決議に付する再生計画案 令和6年12月17日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年3月 26日まで 令和7年3月5日 さいたま地方裁判所越谷支部再生係	令和6年(再イ)第92号 愛知県刈谷市築地町2丁目12番地1 シン サー3B棟202号 再生債務者 吉野 咲佳 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月5日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年3月 27日まで 令和7年3月6日 名古屋地方裁判所岡崎支部	令和6年(再イ)第19号 沖縄県中頭郡読谷村字波平1639番地12 2F 再生債務者 大谷 真美 1 決議に付する再生計画案 令和7年1月21日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 2日まで 令和7年3月5日 那覇地方裁判所沖縄支部破産係
令和6年(再イ)第411号 東京都世田谷区大原1-62-6-304 再生債務者 畑 良典 1 決議に付する再生計画案 令和7年1月20日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年3月 24日まで 令和7年3月5日 東京地方裁判所民事第20部	令和6年(再イ)第2号 埼玉県秩父市大野原580番地 アルモニーオ オノハラ103 再生債務者 清水淳こと 金 淳 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月5日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年3月 26日まで 令和7年3月5日 さいたま地方裁判所秩父支部個人再生係	令和6年(再イ)第32号 群馬県高崎市菅谷町20番地155 バステール グラン205号 再生債務者 島崎 春乃 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月6日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 2日まで 令和7年3月5日 札幌地方裁判所室蘭支部再生係	令和6年(再イ)第15号 北海道白老郡白老町緑丘3丁目3番18号 再生債務者 山本 康正 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月20日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 3日まで 令和7年3月6日 北海道伊達市西浜町81番地7 再生債務者 大槻 優雅 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月4日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 3日まで 令和7年3月6日 札幌地方裁判所室蘭支部再生係
令和6年(再イ)第443号 東京都葛飾区新小岩2-24-4 cube A 201 再生債務者 中山 美鈴 1 決議に付する再生計画案 令和7年1月29日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年3月 24日まで 令和7年3月5日 東京地方裁判所民事第20部	令和6年(再イ)第52号 名古屋市北区水草町2丁目60番地の2 水草 団地2棟511号 再生債務者 長崎 兼司 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月28日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年3月 26日まで 令和7年3月5日 名古屋地方裁判所民事第2部	令和6年(再イ)第35号 群馬県高崎市並塙町413番地48 再生債務者 明石 孝紀	令和6年(再イ)第16号 北海道伊達市西浜町81番地7 再生債務者 大槻 優雅 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月4日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 3日まで 令和7年3月6日 札幌地方裁判所室蘭支部再生係

令和6年(再イ)第33号 函館市湯川町3丁目9番23-512号 再生債務者 横沢 泰宏	1 決議に付する再生計画案 令和7年2月12日 付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 3日まで	令和7年3月6日 函館地方裁判所
令和6年(再イ)第42号 静岡県富士市依田橋736番地の5 再生債務者 寺原 舞	1 決議に付する再生計画案 令和7年2月10日 付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 3日まで	令和7年3月6日 静岡地方裁判所富士支部破産係
令和6年(再イ)第45号 静岡県富士市大淵2449番地の94 再生債務者 森重まり子	1 決議に付する再生計画案 令和7年2月13日 付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 3日まで	令和7年3月6日 静岡地方裁判所富士支部破産係
令和6年(再イ)第25号 福島県郡山市八山田3丁目81番地の2 リー スランド館前公園B107号 再生債務者 桑原 宏治	1 決議に付する再生計画案 令和7年2月25日 付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 7日まで	令和7年3月6日 福島地方裁判所郡山支部再生係
令和6年(再イ)第147号 京都市南区東九条南河辺町45番地 ベラジオ 雅ひ烏丸十条Ⅱ704号室 再生債務者 斎藤 雄吉	1 決議に付する再生計画案 令和7年2月28日 付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 7日まで	令和7年3月6日 京都地方裁判所第5民事部再生係

令和6年(再イ)第138号 神戸市中央区旭通4丁目1番3-3310号(従 前の住所)神戸市中央区旭通4丁目1番3- 3114号 再生債務者 上田 大洋	1 決議に付する再生計画案 令和7年2月26日 付け再生計画案
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年3 月26日	3 再生計画案に対する回答期間 令和7年3月 26日まで
令和7年3月5日 神戸地方裁判所第3民事部個人再生係	令和7年3月5日
令和6年(再イ)第153号 神戸市長田区上池田1丁目9番6号 再生債務者 中井サユリ	1 決議に付する再生計画案 令和7年3月5日 付け再生計画案
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年3 月26日	3 再生計画案に対する回答期間 令和7年3月 26日まで
令和7年3月5日 神戸地方裁判所第3民事部個人再生係	令和7年3月5日
令和6年(再イ)第35号 山口県下関市長府松小田本町4番30-203号 サンシティ長府駅前二番館 再生債務者 吉永 幸司	1 決議に付する再生計画案 令和7年2月21日 付け再生計画案
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年3 月27日	3 再生計画案に対する回答期間 令和7年3月 27日まで
令和7年3月6日 山口地方裁判所下関支部再生係	令和7年3月6日
令和6年(再イ)第12号 愛媛県西条市神押乙127番地5 サーバス御 殿前通り105号 再生債務者 田坂 望	1 決議に付する再生計画案 令和7年2月18日 付け再生計画案
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年3 月27日	3 再生計画案に対する回答期間 令和7年3月 27日まで
令和7年3月6日 松山地方裁判所西条支部	令和7年3月6日
令和6年(再イ)第13号 愛媛県西条市神押乙127番地5 サーバス御 殿前通り105号 再生債務者 田坂 真樹	1 決議に付する再生計画案 令和7年2月28日 付け再生計画案
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年3 月27日	3 再生計画案に対する回答期間 令和7年3月 27日まで
令和7年3月6日 松山地方裁判所西条支部	令和7年3月6日
令和6年(再イ)第5号 広島県安芸高田市吉田町常友126番地7 再生債務者 中川 如哉	1 決議に付する再生計画案 令和7年2月28日 付け再生計画案
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4 月3日	3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 3日まで
令和7年3月6日 広島地方裁判所三次支部	令和7年3月6日
令和6年(再イ)第16号 青森県八戸市大字壳市字左水門下4番地15 再生債務者 寺地麻里子	1 決議に付する再生計画案 令和7年2月28日 付け再生計画案
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4 月10日	3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 10日まで
令和7年3月6日 青森地方裁判所八戸支部個人再生係 小規模個人再生による再生計 画取消	令和7年3月6日
令和3年(再イ)第255号 名古屋市南区芝町57番地の3 再生債務者 川井 真也	1 主文 本件再生計画を取り消す。
2 書面で意見を述べることができる事項 民事 再生法241条2項各号に定める事由	2 理由の要旨 令和4年5月20日に認可した再 生計画には、民事再生法189条1項2号に定め る事由がある。
3 2の書面の提出期間 令和7年3月21日まで 令和7年2月27日 千葉地方裁判所佐倉支部	令和7年3月5日
令和6年(再イ)第2号 青森県南津軽郡藤崎町大字常盤字二西田88番 地12 再生債務者 佐々木由惟(旧姓成田)	名古屋地方裁判所民事第2部
1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年2月 18日付け再生計画案	1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年2月 18日付け再生計画案
2 書面で意見を述べることができる事項 民事 再生法241条2項各号に定める事由	2 書面で意見を述べることができる事項 民事 再生法241条2項各号に定める事由
3 2の書面の提出期間 令和7年4月3日まで 令和7年3月6日 青森地方裁判所弘前支部	3 2の書面の提出期間 令和7年4月3日まで 令和7年3月6日 青森地方裁判所弘前支部

給与所得者等再生による再生  
計画認可

令和6年(再口) 第10006号

茨城県笠間市旭町434番地1

再生債務者 大澤 安至

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和7年1月10日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和6年(再口) 第6号

埼玉県三郷市さつき平1丁目3番1-808号  
再生債務者 中嶋 晴

1 主文 本件再生計画を認可する。  
2 理由の要旨 令和7年2月17日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年3月5日

さいたま地方裁判所越谷支部再生係  
令和6年(再口) 第2号

広島県吳市舞山宮ヶ迫2丁目3番3-509号  
再生債務者 上瀬 修二  
1 主文 本件再生計画を認可する。  
2 理由の要旨 令和7年3月5日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年3月6日

広島地方裁判所吳支部  
給与所得者等再生による再生  
計画取消

平成30年(再口) 第20号

大阪市東成区中道2丁目4番4-803号(認可決定時の住所) 大阪市城東区森之宮2丁目  
9番602号  
再生債務者 中村 裕

1 主文 本件再生計画を取り消す。  
2 理由の要旨 平成30年7月6日に認可した再生計画には、民事再生法189条1項2号に定める事由がある。

令和7年3月5日

大阪地方裁判所第6民事部

会社や他の会社

会社公却

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続乙は解散するにいたしました。

乙の合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

(甲) 掲載紙 千葉日報  
掲載の日付 令和7年3月5日  
掲載頁 十七頁

(乙) 確定した最終事業年度はあります。

令和7年3月14日

富山県高岡市石瀬八三四番地  
(甲) ハコロ工業株式会社  
代表取締役 杉野 学

東京都千代田区丸の内二丁目七番一町一丁  
タワー二階

(N) ベストキャピタル2号株式会社  
代表取締役 松尾 直樹

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続乙は解散するにいたしました。

乙の合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

(N) 奥田建設有限会社  
代表取締役 岡田 弘

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続乙は解散するにいたしました。

乙の合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

(甲) 掲載紙 日刊工業新聞  
掲載の日付 令和6年11月十九日  
掲載頁 七頁

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続乙は解散するにいたしました。

乙の合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

(N) https://www.kusuri-aoiki-hd.co.jp/  
announce/index.html

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続乙は解散するにいたしました。

乙の合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

(甲) 掲載紙 日刊工業新聞  
掲載の日付 令和6年11月十九日  
掲載頁 七頁

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続乙は解散するにいたしました。

乙の合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

(N) 株式会社アサイティーズ  
代表取締役 山川 朝賢

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続乙は解散するにいたしました。

乙の合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

(甲) 株式会社ハッピーテラダ  
代表取締役 寺田 吉宏

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続乙は解散するにいたしました。

乙の合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

(甲) 株式会社アーマトゥ  
代表取締役 小口 裕太

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和7年1月11月11日

掲載頁 六十三頁(号外第一回)

計算書類の公告義務はありません

令和7年3月十四日

鳥取県倉吉市河北町八二番地一

(甲) 株式会社セーフティ  
代表取締役 三谷 展史

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続乙は解散するにいたしました。

乙の合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

(甲) 掲載紙 日刊工業新聞  
掲載の日付 令和7年3月5日  
掲載頁 五階

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続乙は解散するにいたしました。

乙の合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

(甲) 掲載紙 日刊工業新聞  
掲載の日付 令和7年3月14日  
掲載頁 五階

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続乙は解散するにいたしました。

乙の合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

(甲) 掲載紙 日刊工業新聞  
掲載の日付 令和6年11月十九日  
掲載頁 七頁

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続乙は解散するにいたしました。

乙の合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

(甲) 掲載紙 日刊工業新聞  
掲載の日付 令和6年11月十九日  
掲載頁 七頁

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続乙は解散するにいたしました。

乙の合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

(甲) 株式会社マギー  
代表取締役 山川 朝賢

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続乙は解散するにいたしました。

乙の合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

(甲) 株式会社アイティーズ  
代表取締役 山川 朝賢

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続乙は解散するにいたしました。

乙の合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

(甲) 株式会社ハッピーテラダ  
代表取締役 寺田 吉宏

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続乙は解散するにいたしました。

乙の合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

(甲) 株式会社アーマトゥ  
代表取締役 小口 裕太

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続乙は解散するにいたしました。

乙の合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

(甲) 株式会社アーマトゥ  
代表取締役 小口 裕太

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続乙は解散するにいたしました。

乙の合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

(甲) 株式会社アーマトゥ  
代表取締役 小口 裕太

当社は、株式会社に組織変更するにいたしました。

効力発生日は令和7年4月15日であり、組織変更後の商号は株式会社T Mコンサルティングとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

(甲) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和7年4月15日

掲載頁 六十二頁(号外第一回)

計算書類の公告義務はありません

令和7年4月15日

東京都港区虎ノ門一丁目一七番一號虎ノ門

ビルスピジネススタワー十五階

A r m a t u s 合同会社

代表社員 クラーケサンセイフランク

スタイルズ

## 組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年三月十四日  
東京都府中市美好町三丁目二七番地の五  
高倉合同会社  
代表社員 内藤 和良

## 組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年三月十四日  
神奈川県横浜市西区西戸部町三丁目二七二番地  
合同会社華信  
代表社員 李 琳 琳

## 組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年三月十四日  
石川県金沢市粟崎町三丁目二九番地  
ビースタイル合同会社  
代表社員 別宗 篤

## 組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年三月十四日  
大分県佐伯市蒲江大字畠野浦六四一番地  
合同会社 SHODAI  
代表社員 村井 竜登

## 組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年三月十四日  
名古屋市名東区名東本通四丁目三九番地  
合同会社 i di o m s  
代表社員 加藤 千紗

## 組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年三月十四日  
大阪市北区梅田一一大阪駅前第三ビル  
ル二九階一――一號室  
合同会社 アーバンカードスタジオ  
代表社員 荒金 栄治

## 組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

令和七年三月十四日  
大分県別府市松原町七番一七号  
合資会社智恵乃井商店  
代表社員 関屋 太介

## 組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

令和七年三月十四日  
東京都渋谷区恵比寿四丁目二〇番三号恵比寿ガーデンプレイスタワー一八階  
HORIZON 株式会社  
代表取締役 ニイエンツウオ・ツアイ

## 組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

令和七年三月十四日  
大分県佐伯市蒲江大字畠野浦六四一番地  
合同会社 SHODAI  
代表社員 村井 竜登

## 組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

令和七年三月十四日  
沖縄県豊見城市字高嶺六一〇番地三六南分譲 K-十五  
合同会社 C.S 企画  
代表社員 高良さゆり

## 組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

令和七年三月十四日  
愛媛県宇和島市丸穂甲一〇六四番地二  
合同会社 タマール  
代表社員 玉留 信介

## 組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

令和七年三月十四日  
茨城県つくば市千現三丁目一番地六  
株式会社 S t e r a V i s i o n  
代表取締役 上塙 尚登

## 資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八〇〇〇万円減少し七三九〇万円とすることにいたしました。

令和七年三月十四日  
東京都千代田区丸の内三丁目四番一号  
合同会社 玄海インドインベストメント  
代表社員 株式会社 玄海キャピタルマネジメント  
ジメント  
職務執行者 松山 茂雄

## 資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九千九百九十九万九千九百九十九円減少し十万円とするにいたしました。

令和七年三月十四日  
大分県佐伯市蒲江大字畠野浦六四一番地  
合同会社 SHODAI  
代表社員 村井 竜登

## 資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九千九百九十九万九千九百九十九円減少し十万円とするにいたしました。

令和七年三月十四日  
東京都千代田区丸の内三丁目四番一号  
合同会社 玄海インドインベストメント  
代表社員 株式会社 玄海キャピタルマネジメント  
ジメント  
職務執行者 松山 茂雄

## 資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百万円減少し八十万円とすることにいたしました。

令和七年三月十四日  
沖縄県豊見城市字高嶺六一〇番地三六南分譲 K-十五  
合同会社 C.S 企画  
代表社員 高良さゆり

## 資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二十万円減少し八十万円とすることにいたしました。

令和七年三月十四日  
愛媛県宇和島市丸穂甲一〇六四番地二  
合同会社 タマール  
代表社員 玉留 信介

## 準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を八億八千七十三万円減少し〇円とすることにいたしました。

令和七年三月十四日  
東京都千代田区神田小川町二丁目二番地  
株式会社 R O プラス  
代表取締役 細川 恒

## 基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年三月三十一日を基準日と定め、同日の十二時現在の株主名簿上の株主をもつて、令和七年四月九日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

令和七年三月十四日  
東京都千代田区神田小川町二丁目二番地  
株式会社 R O プラス  
代表取締役 細川 恒

## 基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年三月三十一日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主又は登録株式質権者をもつて、剩余金の臨時配当を受ける権利者と定めましたので公告します。

令和七年三月十四日  
東京都千代田区紀尾井町三番六号  
株式会社 イーウエル  
代表取締役社長 稲葉 章司

令和七年三月十四日  
秋田県秋田市山王臨海町二番五四号  
プレシジョンシステムズ株式会社  
代表取締役 鳥井 光彦

**定款変更につき通知公告**

当社は、令和七年三月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公表します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年三月十四日

千葉県野田市西三ヶ尾八七番地一六

日本アトマイズ加工株式会社

代表取締役 遠藤 誠二

**定款変更につき通知公告**

当社は、令和七年四月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公表します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年三月十四日

東京都新宿区市谷船河原町一飯田橋レイ

ンボービル

株式会社家の光出版総合サービス

代表取締役 間壁 修一

**令和七年三月十四日**

東京都板橋区本町三四番四号石田コーポラス三〇二

限定承認者 谷口 順隆

**限定承認公告**

本籍兵庫県尼崎市東難波町五丁目七番、最後の住所兵庫県尼崎市東難波町五丁目七番三号

白男川豊方 被相続人 亡 濱崎 智博

右被相続人は令和六年八月二十日死亡し、その相続人は、令和七年三月三日、神戸家庭裁判所尼崎支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申しだいときは弁済から除斥します。

令和七年三月十四日

京都府久世郡久御山町佐山双栗三番地

日新芸術株式会社

代表取締役 西脇 貞次

**定款変更につき通知公告**

当社は、令和七年三月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公表します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年三月十四日

京都府久世郡久御山町佐山双栗三番地

日新芸術株式会社

代表取締役 西脇 貞次

**定款変更につき通知公告**

当社は、令和七年三月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公表します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年三月十四日

京都府久世郡久御山町佐山双栗三番地

日新芸術株式会社

代表取締役 西脇 貞次

**定款変更につき通知公告**

当社は、令和七年三月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公表します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年三月十四日

京都府久世郡久御山町佐山双栗三番地

日新芸術株式会社

代表取締役 西脇 貞次

**定款変更につき通知公告**

当社は、令和七年三月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公表します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年三月十四日

京都府久世郡久御山町佐山双栗三番地

日新芸術株式会社

代表取締役 西脇 貞次

**定款変更につき通知公告**

当社は、令和七年三月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公表します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年三月十四日

京都府久世郡久御山町佐山双栗三番地

日新芸術株式会社

代表取締役 西脇 貞次

**定款変更につき通知公告**

当社は、令和七年三月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公表します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年三月十四日

京都府久世郡久御山町佐山双栗三番地

日新芸術株式会社

代表取締役 西脇 貞次

**合併につき株券等提出公告及び効力発生日変更公告**

当社は、株式会社SIVAと合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和七年四月十八日までに当社にご提出下さい。

また、令和七年三月三十一日予定の吸収合併の効力発生日を令和七年四月十八日に変更いたしましたので公表します。

令和七年三月十四日

東京都港区虎ノ門二丁目三番一号

代表取締役 加地 倫文

JG24株式会社

取得条項付新株予約権の一部の取得及び取得日の通知公告

当社は、当社の取得条項付新株予約権である第四回新株予約権三百七十個、第五回新株予約権二百二十二個、第六回新株予約権百七十七個、第七回新株予約権四十個、第十一回新株予約権十五個、第十三回新株予約権二百十八個、第十四回新株予約権三百六十個、第十五回新株予約権三百二十個を取得することにいたしましたので公表します。

なお、取得日は令和七年三月三十一日です。

令和七年三月十四日

東京都港区虎ノ門二丁目三番一号

代表取締役 加地 倫文

JG24株式会社

取得条項付新株予約権の一部の取得及び取得日の通知公告

当社は、当社の取得条項付新株予約権である第四回新株予約権三百七十個、第五回新株予約権二百二十二個、第六回新株予約権百七十七個、第七回新株予約権四十個、第十一回新株予約権十五個、第十三回新株予約権二百十八個、第十四回新株予約権三百六十個、第十五回新株予約権三百二十個を取得することにいたしましたので公表します。

なお、取得日は令和七年三月三十一日です。

令和七年三月十四日

東京都港区虎ノ門二丁目三番一号

代表取締役 加地 倫文

JG24株式会社

取得条項付新株予約権の一部の取得及び取得日の通知公告

当社は、当社の取得条項付新株予約権である第四回新株予約権三百七十個、第五回新株予約権二百二十二個、第六回新株予約権百七十七個、第七回新株予約権四十個、第十一回新株予約権十五個、第十三回新株予約権二百十八個、第十四回新株予約権三百六十個、第十五回新株予約権三百二十個を取得することにいたしましたので公表します。

なお、取得日は令和七年三月三十一日です。

令和七年三月十四日

東京都港区虎ノ門二丁目三番一号

代表取締役 加地 倫文

JG24株式会社

取得条項付新株予約権の一部の取得及び取得日の通知公告

当社は、当社の取得条項付新株予約権である第四回新株予約権三百七十個、第五回新株予約権二百二十二個、第六回新株予約権百七十七個、第七回新株予約権四十個、第十一回新株予約権十五個、第十三回新株予約権二百十八個、第十四回新株予約権三百六十個、第十五回新株予約権三百二十個を取得することにいたしましたので公表します。

なお、取得日は令和七年三月三十一日です。

令和七年三月十四日

東京都港区虎ノ門二丁目三番一号

代表取締役 加地 倫文

JG24株式会社

取得条項付新株予約権の一部の取得及び取得日の通知公告

当社は、当社の取得条項付新株予約権である第四回新株予約権三百七十個、第五回新株予約権二百二十二個、第六回新株予約権百七十七個、第七回新株予約権四十個、第十一回新株予約権十五個、第十三回新株予約権二百十八個、第十四回新株予約権三百六十個、第十五回新株予約権三百二十個を取得することにいたしましたので公表します。

なお、取得日は令和七年三月三十一日です。

令和七年三月十四日

東京都港区虎ノ門二丁目三番一号

代表取締役 加地 倫文

JG24株式会社

取得条項付新株予約権の一部の取得及び取得日の通知公告

当社は、当社の取得条項付新株予約権である第四回新株予約権三百七十個、第五回新株予約権二百二十二個、第六回新株予約権百七十七個、第七回新株予約権四十個、第十一回新株予約権十五個、第十三回新株予約権二百十八個、第十四回新株予約権三百六十個、第十五回新株予約権三百二十個を取得することにいたしましたので公表します。

なお、取得日は令和七年三月三十一日です。

令和七年三月十四日

東京都港区虎ノ門二丁目三番一号

代表取締役 加地 倫文

JG24株式会社

